

The background of the page is a repeating pattern of grey, textured circles arranged in a grid. The circles have a slightly irregular, hand-drawn appearance. The text is centered over this pattern.

東彼杵町

第5次
総合計画

町長あいさつ

東彼杵町では、平成 18 年度に「太陽、緑、水のもと、すべてが躍動する町」を将来像とする第 4 次東彼杵町総合計画を策定し、平成 27 年度の目標年度に向けまちづくりを進めてきました。その結果、多くの成果をおさめることができました。しかし、依然として解決すべき課題も残されており、第 5 次総合計画において引き続き取り組んでいく必要があります。また超少子高齢化が進行するなどの厳しい情勢も続いています。今までの暮らしやすい日々も、時代潮流や社会情勢により維持し続けることが難しい状況になってきています。

そこで第 5 次東彼杵町総合計画は、東彼杵町ならではのまちづくりを迫及するため「今を未来へ」を基本理念とし、その理念を実現するための具体的な施策を明らかにしています。

策定にあたっては、町民の皆様による「まちづくり会議」を設置し、多くの住民の皆様が、東彼杵町で生活する中で実感している課題に基づいて、行政と協働して策定した計画となっています。

今後、本計画が町政運営並びに町民自らが将来の東彼杵町を考えるにあたっての指針となるよう期待するとともに、計画の実現にあたっては、町議会をはじめ、町民皆様方の格段のご指導ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

平成 26 年 8 月

東彼杵町長 渡 邊 悟

目次

第一部

序論

P 3

- (1) 計画策定の意義
- (2) 東彼杵町をとりまく社会動向
- (3) 東彼杵町の現況
- (4) 東彼杵町の魅力と課題
- (5) 総合計画の構成
- (6) 策定方法

第二部

基本構想

P 1 7

- (1) 目指すべき将来像
- (2) 構想の期間
- (3) 将来人口
- (4) 基本方針の大綱
- (5) 基本構想の推進

第三部

基本計画

P 2 7

- (1) 基本計画策定の趣旨
- (2) 基本計画策定の期間
- (3) 基本フレーム（基本方針体系）
- (4) 基本方針別の取り組み

● 第一部 序論

1. 計画策定の意義

21世紀に入り10年余りが経過しましたが、わが国は急速な高齢化と少子化が同時に進行するかつて経験したことのない人口減少社会を迎えようとしています。

また、経済のグローバル化の進展による競争の激化や長引く景気低迷の影響も加わり、財政や社会保障などわが国の社会システムの先行きが不透明となり、将来への不安感が広がっています。

さらに、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化などによっても、社会は大きな変革のうねりにさらされています。

本町においては、このような時代の流れを的確に見据えながら地域の特性や資源を活かし、創意と工夫で町民一人ひとりが真の豊かさを実感できる地域展望と戦略が求められます。

東彼杵町では平成18年度に「太陽、緑、水のもと、すべてが躍動する町」を将来像とする第4次基本構想を策定し、計画期間を平成18年度から平成27年度までの10年間としました。

第4次基本構想では、最終年度（平成27年度）の目標人口を9,150人としていましたが、平成22年度の国勢調査の人口は、既に8,903人と目標人口を下回り、当時の予測を上回る人口減少と少子高齢化が進行するなど計画の見直しが求められています。

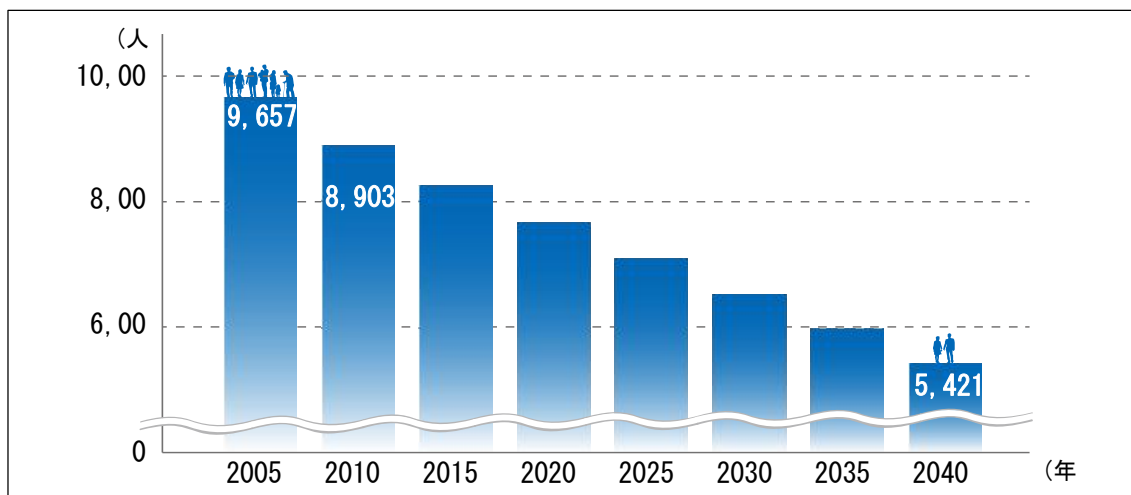
こうしたことから、新たな総合計画に早期に着手するため第4次基本構想の計画期間を1年繰り上げ、平成26年度を初年度とする第5次東彼杵町総合計画を策定することとなりました。

第5次東彼杵町総合計画は、平成26年度から平成35年度を目標年次とする10年計画とし、これまでの計画の必要な部分は継承しつつ、新たな時代の流れや東彼杵町が抱える課題に対応したまちの実現を目指したものです。また、計画の策定段階から町民が参画し、運用においても町民が主体的に関わることができる仕組みをつくります。東彼杵町で生活する一人ひとりが「東彼杵町に住んでよかった」、「東彼杵町に住み続けたい」と実感できるまちづくりに向け、その基本姿勢と具体的な行動計画を示すものとして本計画を策定します。

2. 東彼杵町をとりまく社会動向

① 人口減少時代、超高齢化社会の到来

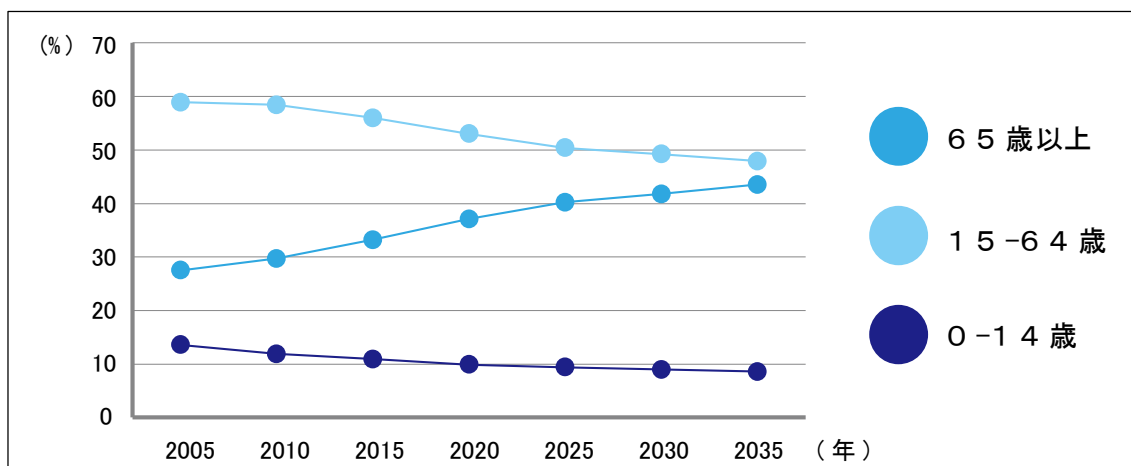
平成 22 年（2010 年）国勢調査の東彼杵町の人口は 8,903 人ですが、平成 32 年（2020 年）には 8,000 人を割り、平成 52 年（2040 年）には 5,421 人まで減少すると推計されています。



東彼杵町の将来の推計人口

出典：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」

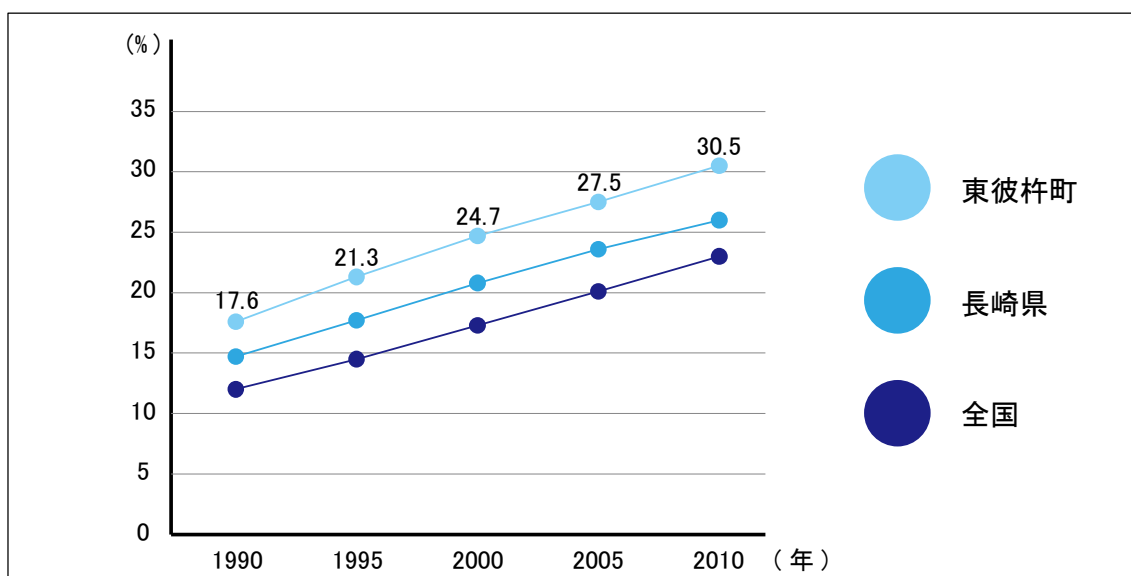
また、年齢 3 区分別人口構成の推移をみると、年少人口、生産年齢人口共に減少しており、平成 2 年（1990 年）からの 20 年間で年少人口は 1,054 人（50.6%減）、生産年齢人口は 1,152 人（18.3%）減少しています。一方、老年人口は増加傾向にあり、平成 2 年からの 20 年間で、921 人（51.3%増）増加しており、少子高齢化が進行しています。将来の年代別人口割合を見ても、老年人口が増え、年少人口、生産年齢人口が減少する傾向は変わりません。



東彼杵町の将来の年代別人口割合

出典：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」

東彼杵町、全国、長崎県、近隣2町（川棚町、波佐見町）における高齢化率は、上昇傾向にあります。中でも東彼杵町が最も高い割合で推移しており、平成22年（2010年）国勢調査時には30.0%越え、「超高齢社会」へと突入しています。



高齢化率の推移

出典：国勢調査

高齢化率 (%)	東彼杵町	全国	長崎県	波佐見町	川棚町
平成2年	17.6	12.0	14.7	14.2	15.4
平成7年	21.3	14.5	17.7	17.1	17.2
平成12年	24.7	17.3	20.8	20.2	19.4
平成17年	27.5	20.1	23.6	23.4	22.3
平成22年	30.5	23.0	26.0	25.5	25.1

高齢化率は全国平均、長崎県の平均よりも大きく上回り、さらには近隣市町よりも約5%も割合が高い状況にあることが分かります。これらの結果より、総人口が減少する中で高齢化率が高い本町は、他の地域よりも早急に少子化に関する対策や人口流出を抑制する対策が求められます。

② 町民ニーズの多様化の進展

現代社会は、都市化や情報化、国際化等の進展に伴い、文化や価値観が流動化しています。これにより多様な生活様式の実現が可能となり、余暇活動や文化活動をはじめ、消費行動までを含めたニーズが多様化しています。物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさが重視される時代ともなっており、ボランティアなどの社会貢献を通じて自己実現を目指す傾向が強くなっています。

東彼杵町においても町民ニーズの多様化については変わりありませんが、「東彼杵町らしさ」を損なわない新たな価値観の創造が求められます。また、学び方や働き方、暮らし方に多様性があり、自由に趣味や夢、生きがいなどが追求できる社会システムの構築が欠かせません。

③ 将来を見据えた自治体経営の展開

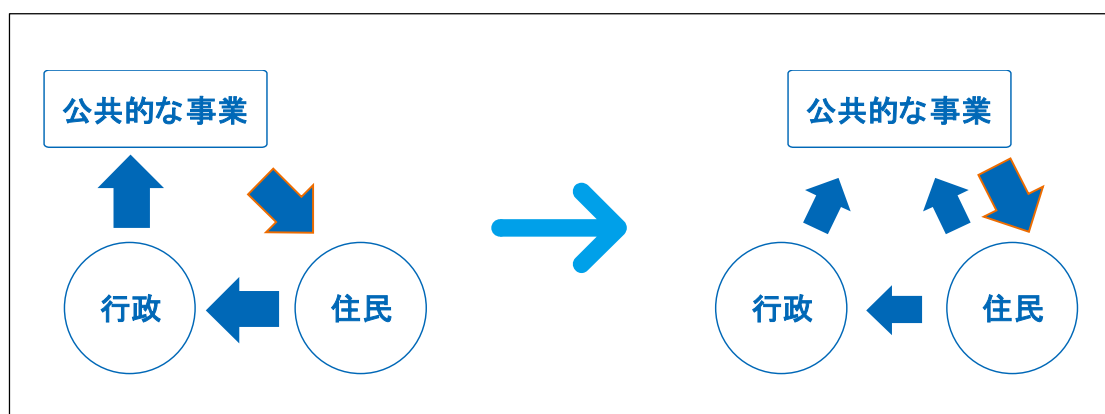
昨今の財政状況の悪化に加えて、国と地方の権限と財源見直しを行った三位一体の改革により、地方自治体経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのため行政は自己決定と自己責任の原則により責任を持って町民サービスを選択し、提供していくことが求められます。

このため東彼杵町では、職員一人ひとりが質の高い公的サービスを提供するために、政策立案能力の向上や財源の確保などに加え、町民や民間団体との協働に対する意識の醸成を図っていく必要があります。

④ 新しい公共

少子高齢化に伴った人口減少時代に突入した現在は、国、地方自治体の厳しい財政状況が考えられます。公共サービスの提供において、町民自らが役割を担い、持続可能な行財政システムを構築していくことが求められます。

甚大な被害が引き起こされた東日本大震災により、減災の視点に立った対応が重要となってきています。このような社会状況の中、町民一人一人が、また行政を含めた様々な団体がつながりを強め、まちの力を高めていくことは、非常時だけでなく平常時におけるまちづくり全般にも通じる基本姿勢であり、今後重要性が高まることとなります。これからは町民が公共の一部を担うことで、新しい公共の活用を考えるという時代の転換期を迎えています。



3. 東彼杵町の現況

① 東彼杵町の位置、交通、地勢、気象について

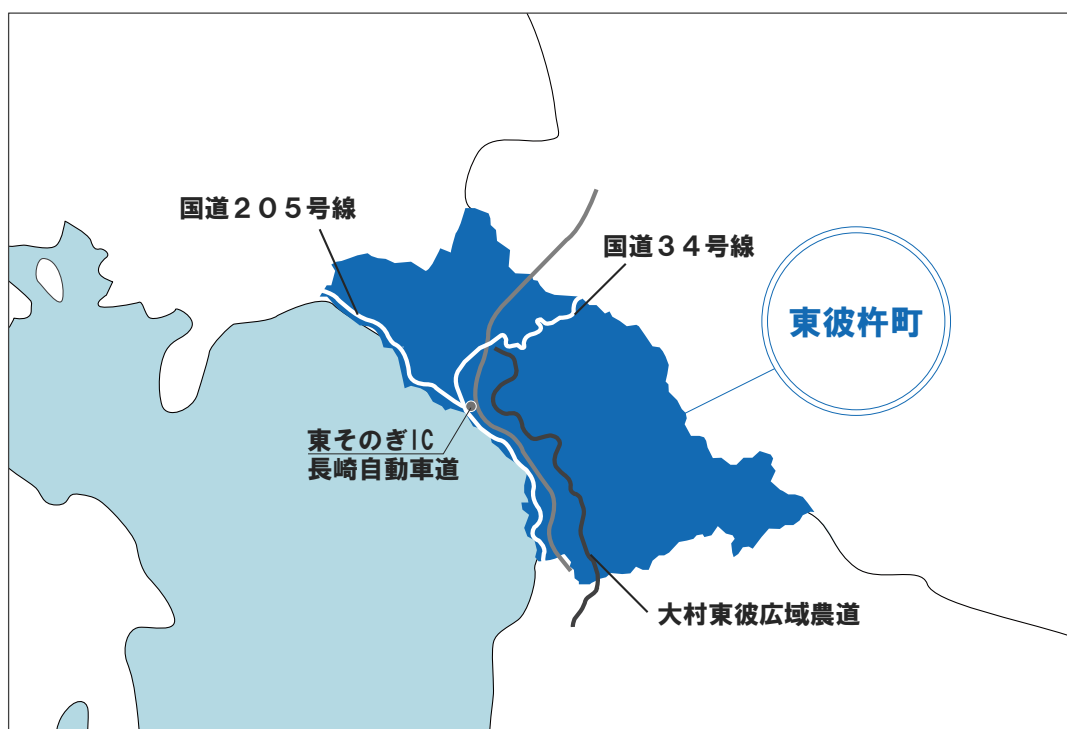
本町は、長崎県のほぼ中央に位置し、西に大村湾、南東に大村市、北西に川棚町、北東は佐賀県嬉野市に接し、総面積 74.25k m²を有しています。

地形は、佐賀県境の国見岳 (816m)・遠目岳 (849m)、川棚町境の虚空蔵山 (608m) を主峰とする山々によって三面を囲まれ、その間に山岳、丘陵が起伏し大小 10 条余の川が大村湾に注いでいます。

年間の平均気温は 17℃前後、降水量は 1,700～2,000mm あります。また東彼杵町は内海である大村湾に面しており、温暖な気候にめぐまれ、災害の少ない場所となっています。

長崎県のほぼ中央にある本町は古くから街道が交わる交通の要衝であり多くの人が行き交う場所です。

長崎市内までを 1 時間程度で結ぶ J R 大村線が大村湾沿いに町の南北に走り、町民の通勤・通学の交通手段となっています。また幹線道路は、国道 205 号及び国道 34 号が町内を南北に縦断するとともに長崎自動車道のインターチェンジがあり都市部及び隣接する町と連絡しているほか、長崎空港へ車で 30 分の場所であることから交通の利便性が高い場所であることが分かります。

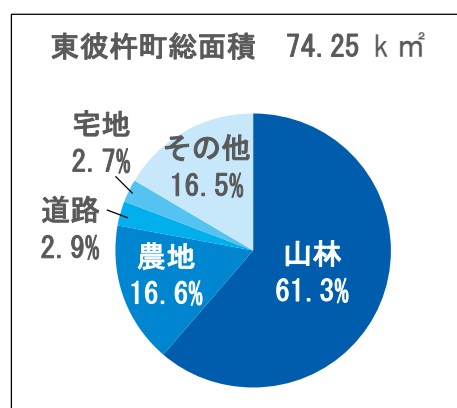


② 東彼杵町の主要産業等について

東彼杵町の主な産業は、農業であり、栽培面積約 400ha で、県内の 60%を生産しているお茶は、そのぎ茶の銘柄で知られ、東彼杵町の代表的な特産品です。そのほか、米やみかん、イチゴ、アスパラガス、畜産などが主要作物となっています。しかし、農業全体では、非農家等零細経営が多く農業を取り巻く環境の変化に対応できず、後継者不足や遊休農地化が進んでいます。

③ 土地利用について

東彼杵町の総面積 74.25k m²のうち 61.3%が山林、16.6%が農地、2.9%が道路、2.7%が宅地となっています。農用地については、土地基盤の整備を進めるなど土地の有効利用を図ってきましたが、農業を取り巻く困難な状況の中で、遊休農地が拡大しています。



東彼杵町の土地利用割合

出典：東彼杵町

④ 近年のまちづくりへの取り組みについて

本町では、平成 24 年度より各課職員を各地区エリアに配属する職員地区担当制度を導入しています。町民と行政とが連携しお互いの役割と責任のもとで、町職員が地域にはいり、まちづくりの活動に参加し、町民の自主的な地域づくりをサポートするとともに、町と地域とのパイプ役となって地域の課題解決に向けた支援について取り組んでいきます。担当職員は、まちづくりの実現に向け、通常の業務に加えた職務として地域との連携を図ることとし、自己の業務に支障がない限り、次に掲げる職務を行います。

- (1) まちづくりに関する地域の実情の把握や行政情報の提供
- (2) 担当自治会等における課題解決への協力
- (3) まちづくり基本方針推進の業務
- (4) その他、まちづくり事業で、町長が必要と認めるもの。

地域エリア担当職員を、町内の自治組織を 3 ないし 2 自治会を束ねた 11 ブロックに配置するものとし、各ブロックにリーダー 1 名（管理職員）と係長以下の職員数名を配置しています。

4. 東彼杵町の魅力と課題

東彼杵町の魅力と課題については、本町で活動する個人や活動団体、企業、自治会代表者など約 60 名へのヒアリングや、行政職員約 50 名を対象としたワークショップ、東彼杵町まちづくり会議（総合計画策定にあたっての説明会）に参加された、町民約 40 名の意見をもとに抽出しました。主な魅力と課題は以下のとおりです。

①東彼杵町の魅力

- 風光明媚な場所や豊かな自然が残っている
- 魅力的な歴史、文化、伝統がある
- 良質な土壌に恵まれている、農作物が豊富である
- 地域の中でつながりがある
(農業地域が多いため日常的にコミュニケーションをとっている)
- スポーツを通じた世代間の交流がある
(ソフトボールなどのスポーツが盛んなため、世代を超えた繋がりや交流がある)
- 年配に元気な人が多い
(70 歳でもまだ若いと思ってしまう。負けていられないという気持ちになる。)
- ボランティア精神が高い、魅力的な人が多い
- 交通の便が良い



②東彼杵町の課題

課題 ①

- ・ まちの魅力が発信しきれていない
- ・ まちにある資源がうまく活用されていない



課題 ②

- ・ 若者が住みやすい環境ができていない
- ・ 豊かな自然を将来にわたって守るしくみがない



課題 ③

- ・ 地域間の交流が希薄になっている
- ・ 町外の人とのつながりをつくるきっかけが少ない



なお、上記以外のまち全体の課題として「町民参画のまちづくり」があげられます。ヒアリングやワークショップを実施する中で、多くの町民はこれまでの総合計画の内容や目指している方向性を知らず、まちづくりとして自らがすべきことがわからないという意見があがっていました。

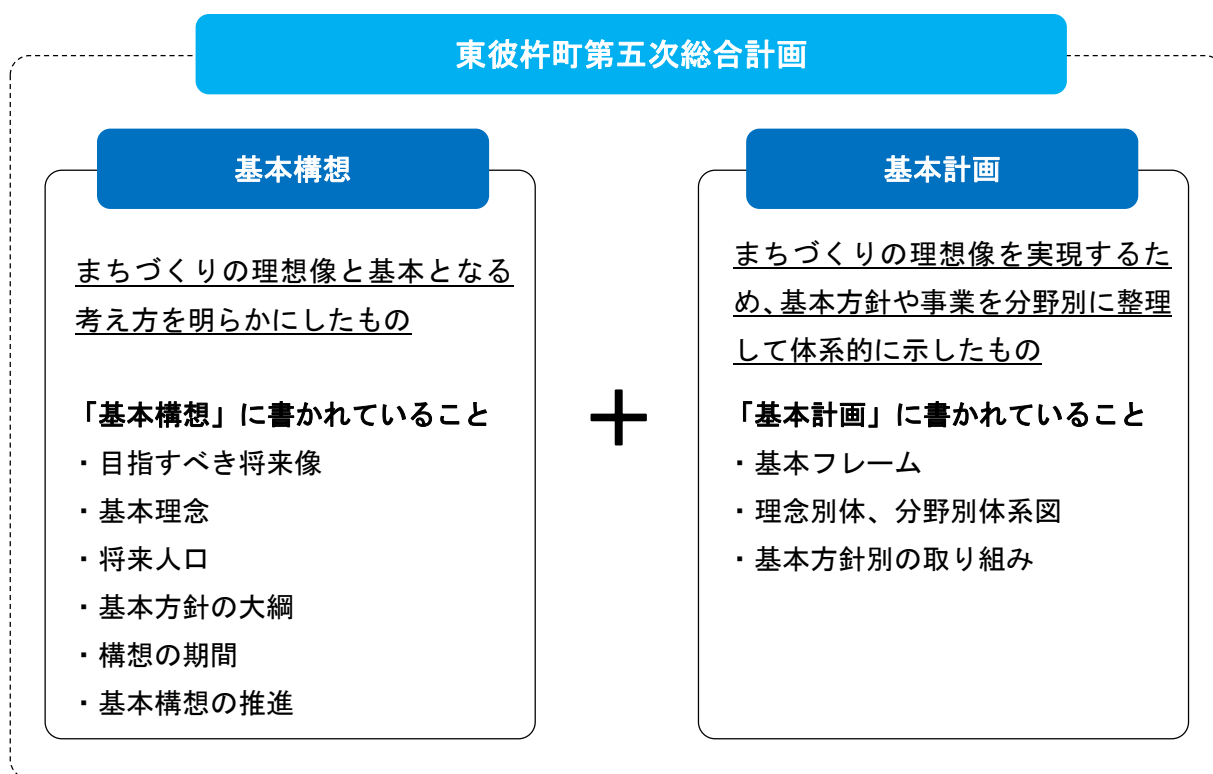
『町民参画のまちづくり』に関する課題

- 多くの町民が、これまでの総合計画の内容や目指している方向性を知らない。
- 広く意見を求める場では、手をあげたり、意見するのは難しい。

5. 総合計画の構成

第5次東彼杵町総合計画は、長期を展望した東彼杵町の将来の姿を示す「基本構想」と、それを実現させるための取組方向を示した「基本計画」によって構成されています。この計画を通じてまちづくりを進めていくための基本的な考え方やお互いの役割を共有できるものとしています。

また、この計画をよりどころとして、町民が互いに協力し、工夫しながらまちづくりを進めることで、まちの活性化を図り、東彼杵町の魅力を高めていくことも目的としています。

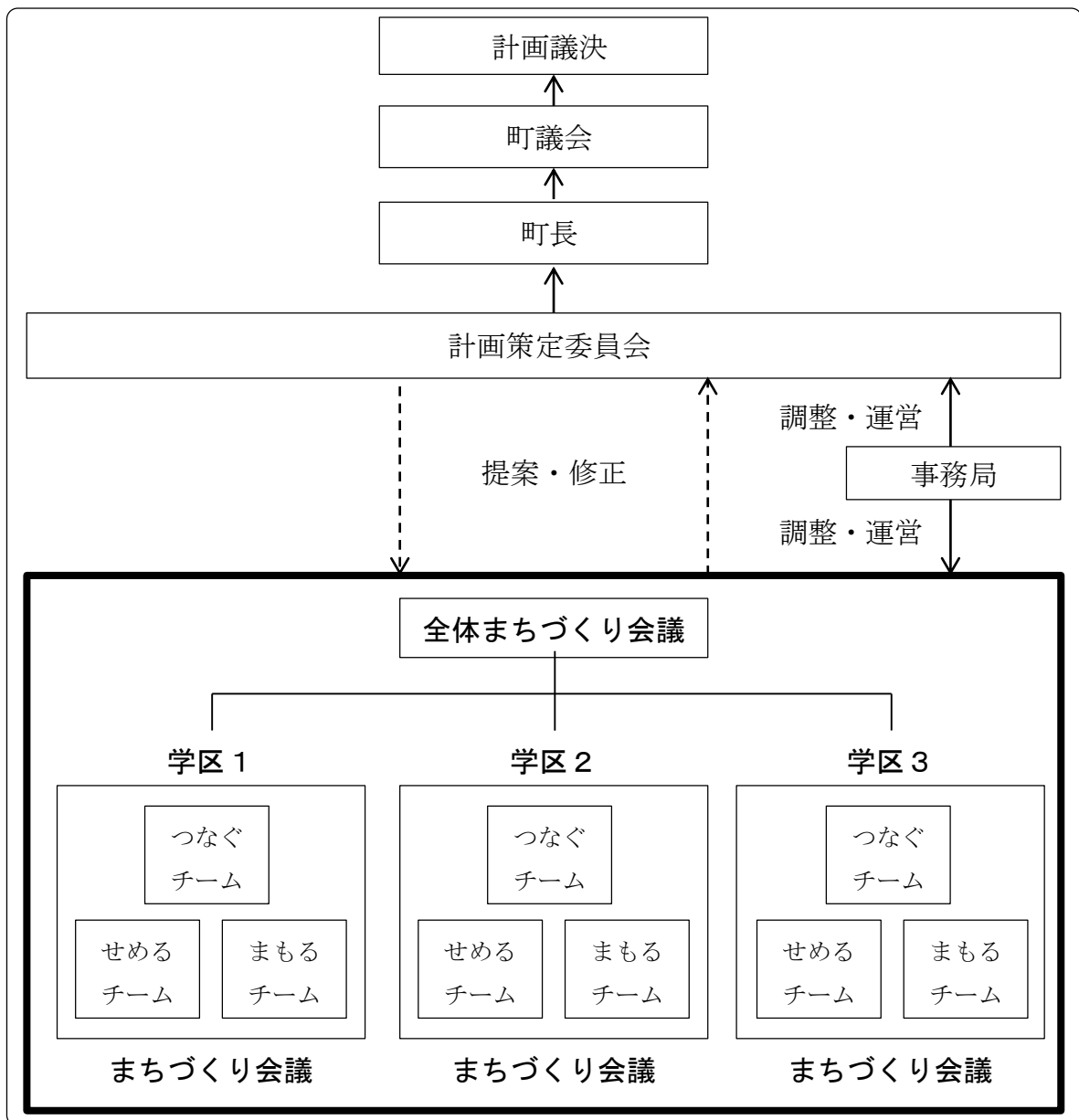


6. 策定方法

① 第5次東彼杵町総合計画の策定手順

第5次東彼杵町総合計画は、公募等による町民と役場の職員を合わせた約50名で構成された「東彼杵町まちづくり会議」(以下まちづくり会議)におけるワークショップで出された意見や提案が計画に反映されたものとなっています。

さらに「第5次東彼杵町総合計画策定委員会」で原案を作成し、原案は町長に提言され、町議会での議決を得て「第5次東彼杵町総合計画」の発行となりました。以下に第5次東彼杵町総合振興計画の策定推進体制を示します。



第5次東彼杵町総合計画の策定推進体制

② 町民参画の新しい試み

これからの町政運営は、町民の視点に立ち、町民の参画と協働によって進めていく必要があります。第5次東彼杵町総合計画は、素案作成段階において「東彼杵町まちづくり会議」（以下、まちづくり会議）で検討作業が進められました。まちづくり会議の立ち上げにあたっては、東彼杵町で活躍する個人、活動団体、企業、自治会などに対して、生活の中で実感している課題の抽出を目的としたヒアリング調査を行うことから始めました。まちづくり会議は、このヒアリングに協力していただいた方々に加え、説明会の開催などで町民公募を行い、役場の職員を加えた約50名で進めていくこととなりました。まちづくり会議は、町民の意見を尊重し「つなぐ」「せめる」「まもる」の3つのチームとしました。

また地域の特性をふまえて総合計画の策定を進める必要があります。34ある地域が、それぞれで活動を行うのではなく、あるまとまりのある単位で活動を進める事により活動が発達しやすいと考えました。まとまりのある単位として、学区ごとに会議を分けることにしました。その中で、音琴小学校区と大楠小学校区は、以前より交流もあること、他学区との参加人数の割合を考え、合同で行うこととしました。

学区1 : 音琴小学校・大楠小学校

学区2 : 彼杵小学校

学区3 : 千綿小学校

これらの学区は3つのチームに分かれ、ワークショップ形式で話し合いを重ねました。東彼杵町での生活の中で実感している課題に対して、それらを解決するために、自分たちが主体的に取り組むべき内容を考えることを中心に意見交換を行い、最終的にいくつかの具体案が提示されました。これらの取り組みは、町民と行政との協働による「新たな仕組み」を見据えた議論を通じて提案されています。町政を運営する上で最も重要な指針である総合計画の「策定」から「運用」に至るまで、積極的に町民の意思を反映する手法を取り入れたことが今回の計画づくりの大きな特色です。



第1回まちづくり会議の様子



全体まちづくり会議の様子

③ 町民が主体的にまちづくりに関わるための「東彼杵町総合計画 別冊」

第5次東彼杵町総合計画においては、本計画書に加え、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わるきっかけとして「東彼杵町総合計画 別冊」をまとめています。

別冊では、本町で既に取り組み始めている人を紹介し、その人たちにつながることを呼びかけることを目的としています。

この別冊では、すでに何らかのかたちで町や暮らしのための行動を始めている人（先人）を紹介し、その活動内容や考えを改めてインフォメーションすると同時に、先人たちからの「つながってみませんか？」メッセージを町民の皆さんに届けて、新たなつながりを喚起することを目指しています。

今、私はこんなことをしています

→こんなことを手伝ってもらえませんか？

→こんなつながりを持ちませんか？

別冊に掲載された先人たちからの「つながってみませんか？」の呼びかけに応じて「これなら私もできるかもしれない」と思うことがあれば、積極的につながれるきっかけをつくれる冊子となっています。



つなごうメッセージ

①あなたの地区にも自警団を呼びませんか？ 皆さんのご参加をお願いします。

■ 自警団 ■

別冊 6 - 2 - 東彼杵町 2 / 平和で安全なまちづくりの推進 / 地域の若者を組織し、防災活動をさらに推進する。

ligushi magi 41

平和で安全な集落を、
自分たちの手でつくろう、守ろう。

中岳自警団団長の富岡明さん

東彼杵町には、東日本大震災の被災地復興支援活動の一環として、平成24年から中岳地区の若者を組織し、防災活動を行う自警団が誕生しました。中岳地区には、山形県立中岳高等学校があり、その卒業生を中心に、若者が集まり、自警団を組織しました。現在は、中岳地区の若者を組織し、防災活動を行う自警団が、地域社会の安全と安心のために活動しています。

中岳自警団は、地域の若者を組織し、防災活動を行う自警団です。現在は、中岳地区の若者を組織し、防災活動を行う自警団が、地域社会の安全と安心のために活動しています。

中岳自警団は、地域の若者を組織し、防災活動を行う自警団です。現在は、中岳地区の若者を組織し、防災活動を行う自警団が、地域社会の安全と安心のために活動しています。

● 第二部 基本構想

1. 目指すべき将来像

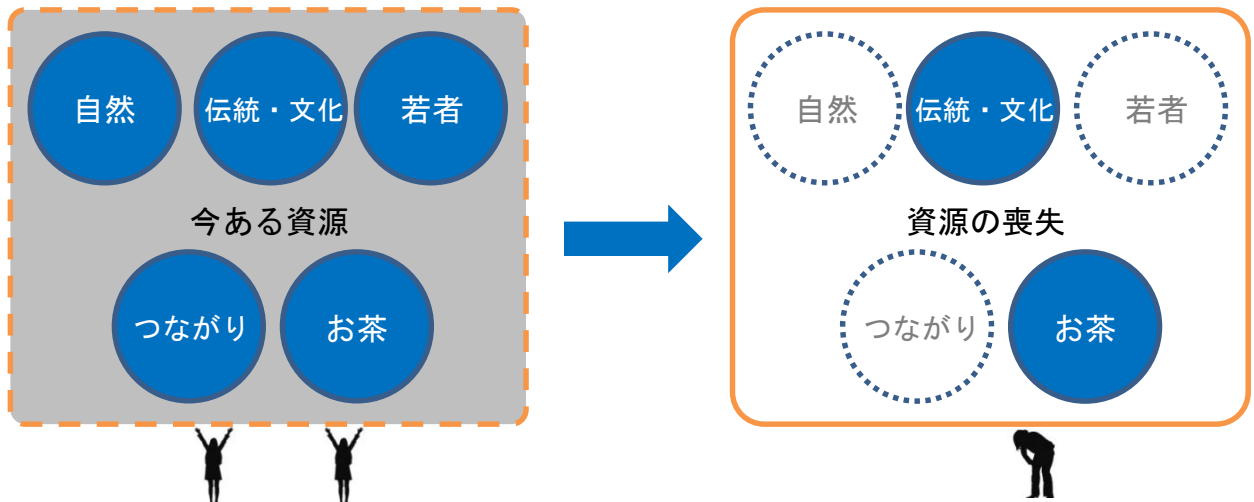
① 本町が目指す将来像

「小さくても、誇りを持って輝くまち」

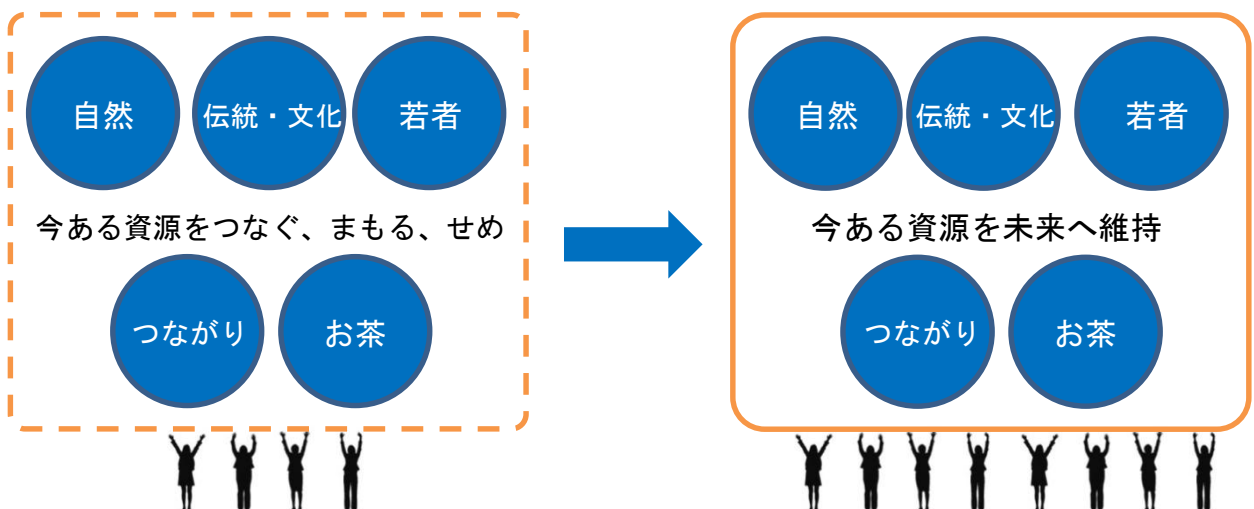
将来にわたって美しく魅力ある町であり続けるためには、「人々の絆やつながり」、「美しい自然の景観」「受け継がれた伝統文化」など今ある貴重な資源をまもり、さらに磨いていくことが重要です。

美しい自然環境を守り育てるとともに、町民一人ひとりが行動し、活動を通じて人々が集い、交流の輪を広げながら、誇りを持って輝くまちをこれからも創っていきます。

今のままを維持する努力を怠ると、せつかくの資源を失うことになる



今のままを維持するためには新たな担い手や新たな活動が必要





→ 2014 → 2023 →



東彼杵町にはさまざまな素晴らしい魅力があります。風光明媚な景色、地域内の人々のつながり、魅力的な歴史・文化・伝統、豊かな農作物、交通の利便性などなど。

暮らしやすく、町民の多くが「ずっとこのままでいい」と感じている東彼杵町。これからもこの素晴らしい魅力資源を保ち続けることが本町の目指す将来像です。

しかし、人口減少・少子高齢化が進み、財源や人材を確保することが困難な時代が訪れようとしています。「このままでいる」ためには、このまま何もしなくてよいのではなく、何かを考え自分のできることからアクションを起こすことが必要となります。

② 第5次東彼杵町総合計画の基本理念

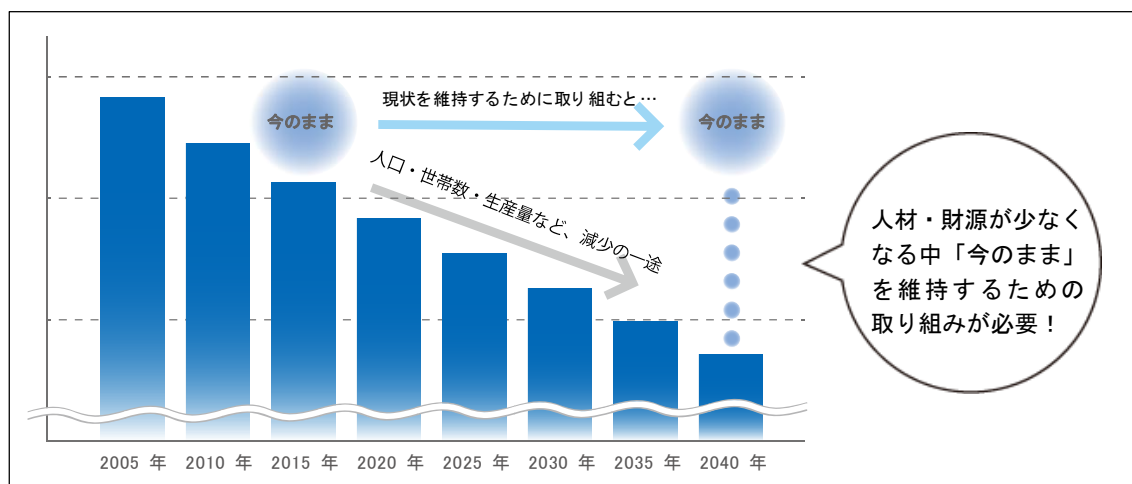
今を未来へ

10年後も『今のままでいい』といえるまちへ

『今のままでいい』という言葉は消極的に聞こえるかもしれませんが、しっかりと考えた上で出た「やっぱり今のままでいいんだ」という風に言えるほどの『今のままでいい』は消極的な意味とは違い、確信に満ちている『今のままでいい』となります。東彼杵町では「今がいい」と思う部分をマイナスにしないように、満足している部分を維持できるように取り組むための計画であることが第5次東彼杵町総合計画の特徴です。一方で、まだまだ『今のままでいい』と言えない部分も多くあります。その部分は、早く『今のままでいい』と言えるようになることを目指します。

時代の潮流が変わっていくほど『今のままでいい』を維持することはとても難しいです。『今のままでいい』は何も変化しなくていいというわけではなく、その時代の流れに合わせた上で、自分達で試行錯誤していかないと、10年後も『今のままでいい』と続けられる町に維持していく事は相当難しいです。

本町は『今のままでいい』といえる思いを大切に、将来も『今のままでいい』と自信を持って言えるまちを目指します。



③ 第5次東彼杵町総合計画の理念

本町の将来像を実現させるための理念は3つです。

視点

3つの理念

せめる

『10年後も魅力をつくり育てるまちへ』

せめるの視点の理念は、『10年後も魅力をつくり育てるまちへ』です。10年後も新たな魅力的な資源や、既存資源を活用し高められるまちを目指します。

まもる

『10年後も快適な日々をまもるまちへ』

まもるの視点の理念は、『10年後も快適な日々をまもるまちへ』です。安心安全に過ごすことができ、美しい景観を町民自らが守り続けられるまちを目指します。

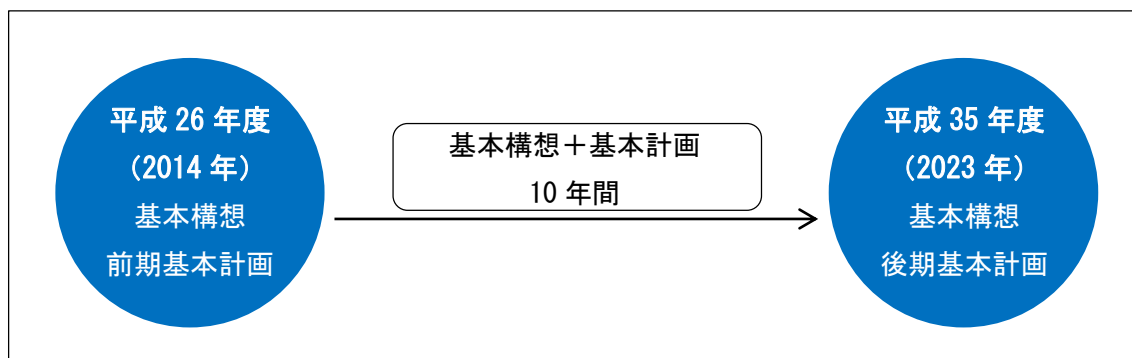
つなぐ

『10年後も想いがつながるまちへ』

つなぐの視点の理念は、『10年後も想いがつながるまちへ』です。世代間交流の充実や文化の継承などを大切にしたい人と人、想いがつながるまちを目指します。

2. 構想の期間

第5次東彼杵町総合計画は、平成26年度(2014年)を初年度として、平成35年度(2023年)を目標年次とする10年計画とします。



3. 将来人口

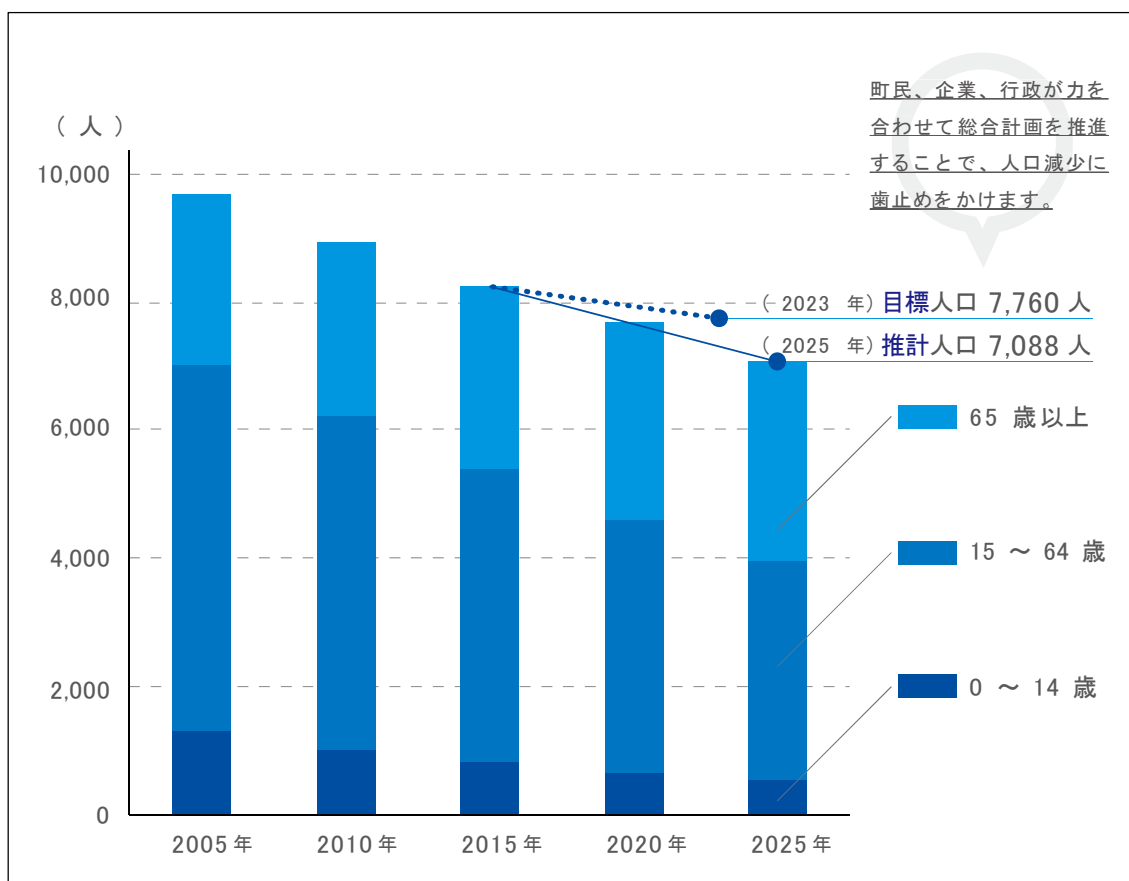
①将来人口

今や日本全体の人口が減少する時代です。国立社会保障・人口問題研究所によれば、東彼杵町の人口は平成22年(2010年)国勢調査では8,903人でしたが、平成27年(2015年)には8,267人、平成32年(2020年)には7,672人まで減少すると予測されています。

急激な人口減少と若年人口の減少は地域全体の活力低下につながる深刻な問題です。

今後も定住促進等の取り組みや生活環境の整備、企業誘致などを進めるとともに都市とは違った東彼杵町の魅力を高めることによって、若者をはじめ誰もが暮らしたくなるまちを目指し、人口減少の抑制に努めます。

東彼杵町の平成35年(2023年)の目標人口を7,760人とします。



東彼杵町の推計人口と将来人口

出典：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」

4. 基本方針の大綱

「せめる」「まもる」「つなぐ」の3つの視点に基づく理念を柱として基本方針を設定します。



理念

『10年後も魅力をつくり育てるまちへ』

政策1 新しい魅力をつくりせめる

- 基本方針1 活力あるコミュニティ組織づくり
- 基本方針2 雇用創出による定住の促進
- 基本方針3 計画的な森林づくりの推進
- 基本方針4 つくり育てる漁業の推進
- 基本方針5 生産基盤づくりの推進
- 基本方針6 地域性を活かした魅力ある商業空間創出の推進
- 基本方針7 移動手段利便性の向上推進
- 基本方針8 オフトークシステム代替の検討
- 基本方針9 情報通信システムの強化推進

政策2 今あるものを活用しせめる

- 基本方針10 定住の促進
- 基本方針11 気軽に訪れたいくなるまちづくりの推進
- 基本方針12 ゆとりと魅力ある農業経営の支援推進
- 基本方針13 地産地消の推進
- 基本方針14 ものづくりに携わる人材育成の推進
- 基本方針15 交流・体験型観光を推進する体制の充実
- 基本方針16 ゴミの減量化、再生利用の推進

『10年後も快適な日々をまもるまちへ』

政策3 魅力的なまちの基礎をまもる

- 基本方針17 豊かな自然環境の保全
- 基本方針18 美しい景観のまちづくり
- 基本方針19 町内の魅力に対する意識の醸成
- 基本方針20 担い手の継承推進
- 基本方針21 総合的かつ計画的な土地利用計画の推進
- 基本方針22 安定した住宅供給の充実
- 基本方針23 安全安心で快適なまちづくり
- 基本方針24 ゆとりある生活環境の創出
- 基本方針25 地域の安全性、信頼性を確保する整備の推進
- 基本方針26 水辺環境の維持保全の推進
- 基本方針27 安心して使える水道水の供給の維持
- 基本方針28 生活環境向上のための下水道事業の推進
- 基本方針29 町民サービスの向上となる行政運営の推進
- 基本方針30 効率的な財政運営の推進

政策4 町民の生活をまもる

- 基本方針31 子育ての早期支援、予防接種の推進
- 基本方針32 生活習慣病の予防の推進
- 基本方針33 歯の健康づくりの推進
- 基本方針34 福祉に関する意識の啓発
- 基本方針35 高齢者の生きがいづくり及び福祉サービスの充実
- 基本方針36 介護予防等の推進
- 基本方針37 障がい者が安心して生活できる環境づくりの推進
- 基本方針38 安心して子育てができる環境づくりの推進
- 基本方針39 地域交通安全活動の強化
- 基本方針40 災害に強いまちづくりの推進
- 基本方針41 平和で安全なまちづくりの推進
- 基本方針42 生きがいのもてる生涯学習の推進
- 基本方針43 人間力を育む教育の推進

『10年後も想いがつながるまちへ』

政策5 人と人をつなげる

- 基本方針4-4 住民が参画するしくみづくり
- 基本方針4-5 誰もが活躍できるまちづくり
- 基本方針4-6 交流を通じたまちづくりの推進
- 基本方針4-7 気軽にスポーツに親しめる環境づくり

政策6 未来へつなげる

- 基本方針4-8 観光における町内、町外の連携強化と戦略的展開
- 基本方針4-9 地域で子どもを育てるための支援体制の充実
- 基本方針5-0 各種教育機関と家庭と地域が連携した教育の推進
- 基本方針5-1 文化活動の推進と地域文化の継承

5. 基本構想の推進

開かれた町政と町民参画の推進をこれからの町政運営の基本とします。基本計画においては、時代潮流や町民のニーズにあわせて事業を実施します。そのため、計画期間中は事業の達成度や時代潮流の変化を確認するために定期的な見直しを行います。

● **第三部 基本計画**

1. 基本計画策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、町民、事業者、行政が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

基本構想では、東彼杵町の将来像を明らかにし、その将来像を実現するために3つの理念と51の基本方針を掲げ、基本計画は、基本構想で示したまちづくりの目標をより一層明確にし、その実現の手段となる基本方針を分野別に整理して体系的に示しています。

2. 基本計画策定の期間

「基本構想」の前半の5年間である平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までを前期基本計画の期間とします。

各基本方針における取組の方向性は、構想の期間を通して中長期に取り組んでいかなければならないことが中心となっていますが、社会経済情勢等の変化に対応していけるよう、見直しの機会を得るために、基本計画期間を5年とするものです。なお、後期計画については、前期計画における取組の方向性の確認や、必要な見直しを行います。



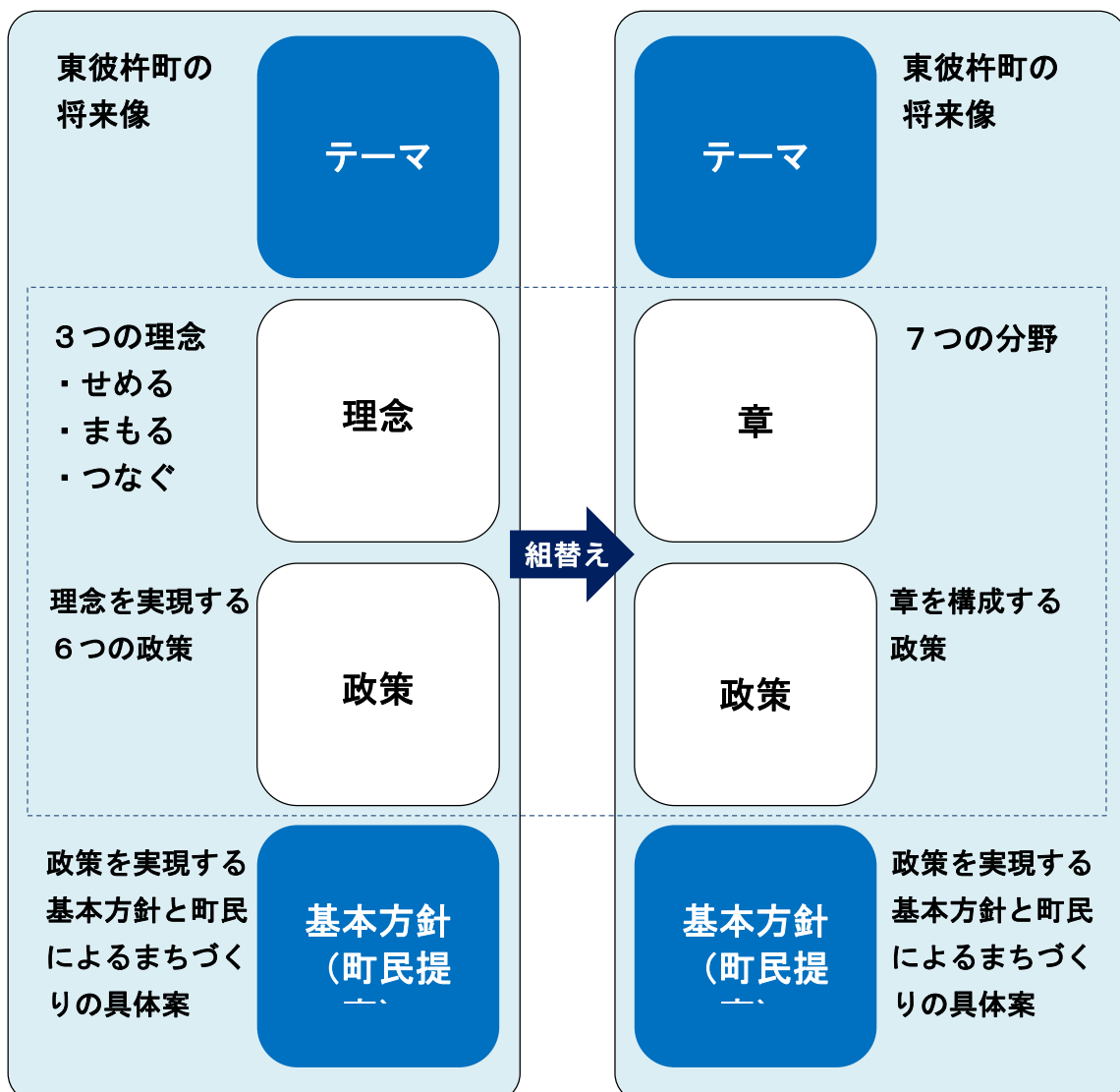
3. 基本フレーム（基本方針体系）

①理念別構成と分野別構成へ

基本構想では、町民のニーズをもとに3つの理念を柱として位置づけています。一方、基本計画では、基本方針の構成を理念別から分野別に変えることによって、計画内容を見やすく表現しています。

②体系の構成

基本構想の「基本方針の大綱」では、理念を体系的に実現するために、理念別の体系を示し、その目的を明確にしています。基本構想を実現するための基本計画では、次のように組み換え、分野別の体系図としています。



理念別体系図

理念

せめる

10年後も魅力をつくり育てるまちへ

まもる

10年後も快適な日々をまもるまちへ

つなぐ

10年後も想いがつながるまちへ

政策

新しい魅力をつくりせめる

今あるものを活用しせめる

魅力的なまちの基礎をまもる

町民の生活をまもる

人と人をつなげる

未来へつなげる

基本方針

- 01 活力あるコミュニティ組織づくり
- 02 雇用創出による定住の促進
- 03 計画的な森林づくりの推進
- 04 つくり育てる漁業の推進
- 05 生産基盤づくりの推進
- 06 地域性を活かした魅力ある商業空間創出の推進
- 07 移動手段利便性の向上推進
- 08 オフトークシステム代替の検討
- 09 情報通信システムの強化推進
- 10 定住の促進
- 11 気軽に訪れたいくなるまちづくりの推進
- 12 ゆとりと魅力ある農業経営の支援推進
- 13 地産地消の推進
- 14 ものづくりに携わる人材育成の推進
- 15 交流・体験型観光を推進する体制の充実
- 16 ゴミの減量化、再生利用の推進

- 17 豊かな自然環境の保全
- 18 美しい景観のまちづくり
- 19 町内の魅力に対する意識の醸成
- 20 担い手の継承推進
- 21 総合的かつ計画的な土地利用計画の推進
- 22 安定した住宅供給の充実
- 23 安全安心で快適なまちづくり
- 24 ゆとりある生活環境の創出
- 25 地域の安全性、信頼性を確保する整備の推進
- 26 水辺環境の維持保全の推進
- 27 安心して使える水道水の供給の維持
- 28 生活環境向上のための下水道事業の推進
- 29 町民サービスの向上となる行政運営の推進
- 30 効率的な財政運営の推進
- 31 子育ての早期支援、予防接種の推進
- 32 生活習慣病の予防の推進
- 33 歯の健康づくりの推進
- 34 福祉に関する意識の啓発
- 35 高齢者の生きがいづくり及び福祉サービスの充実
- 36 介護予防等の推進
- 37 障がい者が安心して生活できる環境づくりの推進
- 38 安心して子育てができる環境づくりの推進
- 39 地域交通安全活動の強化
- 40 災害に強いまちづくりの推進
- 41 平和で安全なまちづくりの推進
- 42 生きがいもてる生涯学習の推進
- 43 人間力を育む教育の推進

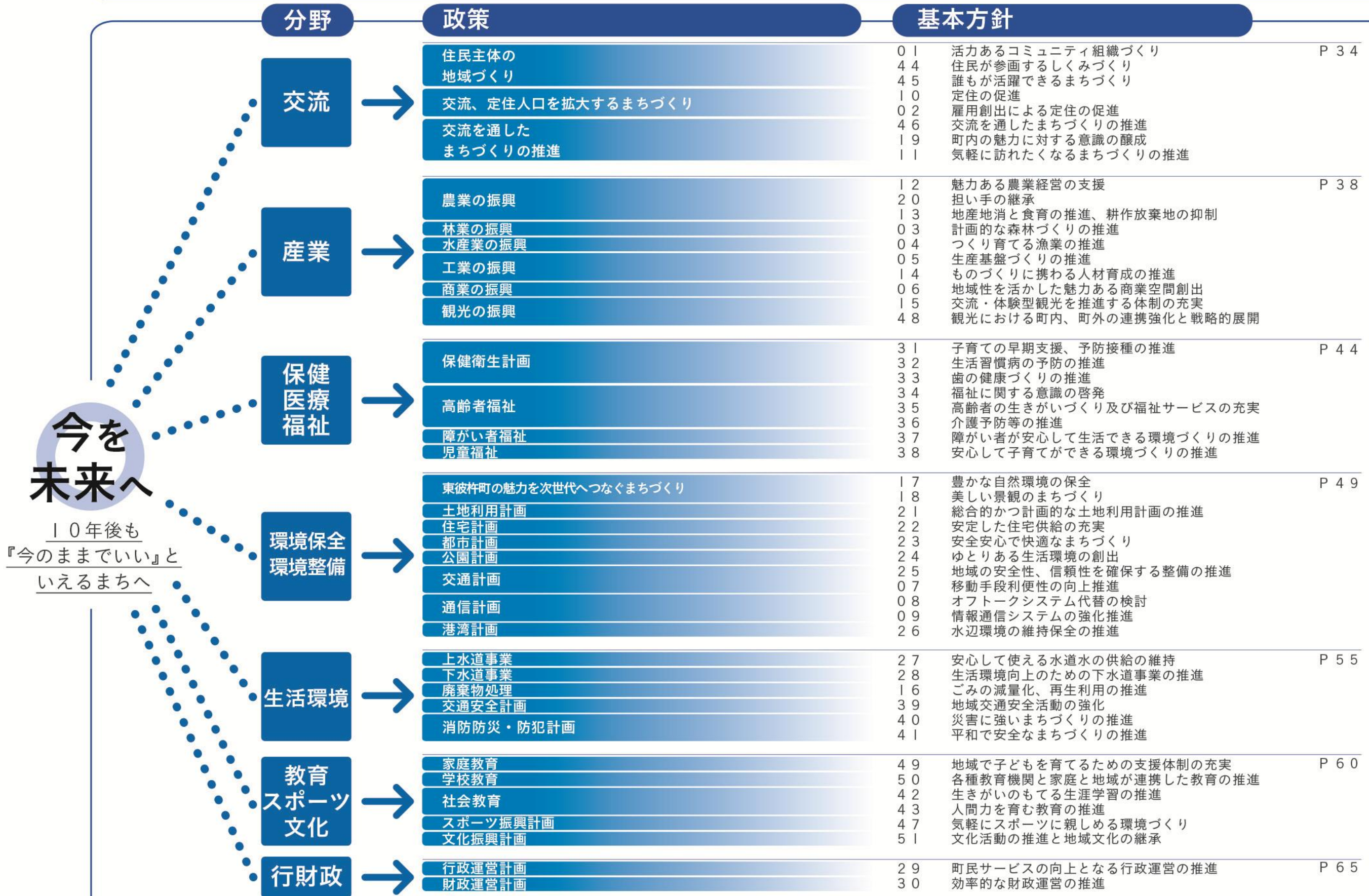
- 44 住民が参画するしくみづくり
- 45 誰もが活躍できるまちづくり
- 46 交流を通じたまちづくりの推進
- 47 気軽にスポーツに親しめる環境づくり
- 48 観光における町内、町外の連携強化と戦略的展開
- 49 地域で子どもを育てるための支援体制の充実
- 50 各種教育機関と家庭と地域が連携した教育の推進
- 51 文化活動の推進と地域文化の継承

これらを分野ごとに並べ替える



今を未来へ
10年後も『今のままでいい』といえるまちへ

分野別体系図



今を
未来へ

10年後も
『今のままでいい』と
いえるまちへ

4. 基本方針別の取り組み

第1章 交流

政策1-1 住民主体の地域づくり

■現状と課題

近年、生活様式や価値観が多様化する中で、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化、さらには地域への無関心が危惧されています。また、少子高齢化や人口減少に伴い、高齢者が半数以上の限界集落が増大することが見込まれ、集落機能の維持が困難な状況になりつつあります。

こうした地域社会の連帯意識やつながりが薄れつつあるという現状は、自治会への未加入者の増加にも現れており、まちを根底から支えている地域コミュニティ¹への支援や人材育成など活性化を図ることが重要な課題となっています。

今後は、今まで以上に地域住民同士だけでなく、地域を超えて互いに支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動等を行う地域コミュニティ¹体制づくりが重要となっています。

■基本方針1：活力あるコミュニティ組織づくり

地域の身近な問題やまちづくりに関して、住民自らがそれぞれの立場で自らが考え、話し合い、行動していく住民主体のまちづくりができるようなコミュニティ体制づくりを支援します。

色
貨

- ・ 広報活動などを通じたコミュニティの重要性の啓発
- ・ コミュニティ活動の情報発信と情報共有の促進
- ・ コミュニティ活動のための研修等の充実
- ・ コミュニティ活動を支援する人材育成
- ・ コミュニティ組織と活動の支援
- ・ コミュニティ施設の整備支援

■基本方針4-4：住民が参画するしくみづくり

「まちづくりは一人ひとりの手で」という基本的な考え方のもと、住民参画の推進や住民と行政による協働のまちづくりの実現を目指します。また、公的サービスではできない、独自性や個性を強調したサービスが提供されるよう、NPO・ボランティア活動を通して住民と行政とのパートナーシップ²によるまちづくり（新しい公共）を推

¹ 地域コミュニティ：自治会をはじめとした日常生活のふれあいや共同活動、共通の経験、共通のテーマを通じて住民の連帯や信頼関係により形成される地域社会のこと。

² パートナーシップ：各々が対等の立場で関係を持つこと。提携、協力、協力体制、共同経営などのこと。

進するとともに、地域が抱える問題に関心を持ち、ボランティア活動への理解を深め、積極的に活動に参加し、支え合い、助け合う地域づくりを推進します。

施策

- ・ IT（情報技術）の活用など行政情報の積極的な公開と情報の共有化
- ・ 行政と住民がともに育むまちづくりに向けた住民意識の高揚
- ・ 住民ニーズの把握と住民提案、参画の仕組みづくり
- ・ 住民参画と協働を推進する環境づくり

総合計画別冊

P. 1

P. 4

■基本方針45：誰もが活躍できるまちづくり

若者や移住者をはじめ、豊富な経験や技能、知識を持った人材の活躍の場を拡充し、地域の多様化するニーズに活かす取り組みを推進します。

施策

- ・ コミュニティ活動に参加しやすいしくみづくりと情報発信
- ・ 住民活動に関する学習機会の提供、支援
- ・ 人材バンクや活動支援、環境づくり

総合計画別冊

P. 1

政策1-2 交流、定住人口を拡大するまちづくり

■現状と課題

全国的な人口減少、急速な少子高齢化に伴い、本町でも人口減少・少子高齢化が進行し、これまで先人たちから受け継いできた地域の伝統文化・行事の継承者が不足するなど、地域社会を支えるコミュニティの喪失が懸念されています。

また、若者の流出もあり、本町の田舎らしい住みやすさや空港までのアクセスのよさなどをはじめとする魅力、子育てしやすい環境などが十分に情報発信できていないのが現状です。

さらに、人口減少、少子高齢化に伴い空き家も増加しています。

近年、田舎でのスローライフ嗜好から空き家の問い合わせや移住希望も多く、空き家バンク制度の積極的な推進で、景観や防犯、防災の安全面からも空き家の発生を減らし、人口減少の歯止め対策としても空き家を地域資源と捉えてより一層の事業推進が必要となっています。

■基本方針10：定住の促進

現在、本町で暮らす若者や子育て世代、さらに近隣自治体を通勤圏とする若者、都市部の若者を対象に、各種定住支援制度や賃貸住宅、空き家情報、分譲宅地等の定住に関する情報提供を積極的に図ります。

また古民家や空き家を利活用し、地域の交流促進や活性化を図ります。

- ・空き家バンク等、システムの整備
- ・定住相談窓口と定住関連情報発信体制の整備、充実

■基本方針 2：雇用創出による定住の促進

将来にわたり地域の雇用を維持していくために、地域資源や地域の課題解決につながるコミュニティビジネスなどの起業が求められています。

また、少子高齢化、子育て問題、商店街空洞化、環境汚染など従来の企業が供給するサービスや行政サービスでは対応できない地域の課題が深刻化している中、「自らの地域を元気にする住民主体の地域事業」コミュニティビジネスへの取り組み支援、育成が必要です。

本町の育児、介護、移動支援などの地域社会の抱える課題の解決につながるビジネスにチャレンジする地場企業、地域住民、団体、移住者等を支援し、新しく小さな企業を重点的に育成します。

- ・本町が抱える課題や資源の抽出とアイデアを生み出す場の創出
- ・起業を支援する仕組みづくりの研究

政策 1-3 交流を通じたまちづくりの推進

■現状と課題

東彼杵町は、交通の要衝として「多くの人々が往来する」町としての特徴がありますが、「東彼杵町に来ることを直接的な目的としていない」ため、通過町ともなっています。

道路網の結節点としての立地環境の特性を最大限に生かした、「交流」の町の実現を目指して町民生活のあらゆる分野において意識の改革が求められています。

また、国際化の進展に伴い、国際社会の一員として広い視野を持ち、より相互理解を深めることが求められており、今後は、国際化に対応できるまちづくりが課題となっています。

■基本方針 4 6：交流を通じたまちづくりの推進

地域が主体となった個性豊かなまちづくりを行い、交流の機会づくりを推進します。

- ・他市町村との人・文化・情報等による交流の推進
- ・地域の特性、魅力を活かした交流の推進
- ・ツーリズムをベースにした都市住民との移住交流の促進
- ・歴史公園彼杵の荘を活かした交流の推進

■基本方針 19 : 町内の魅力に対する意識の醸成

町外との交流だけではなく、町内の交流を促進するプログラムを充実させ、町内の魅力を再認識する機会をつくとともに、町の魅力を発見、磨く活動を推進し、町内交流を推進します。

総合計画別冊

包
蔵

- ・ 東彼杵町の魅力を再認識及び発信する事業の推進
- ・ 自然や町の魅力を守り育てる制度整備



■基本方針 11 : 気軽に訪れたいくなるまちづくりの推進

交通の利便性を活かし、町外の人が訪れたいくなるプログラムの充実や場所の整備に努めます。

包
蔵

- ・ 既存施設、空き店舗、空き家等を活用した交流拠点づくり
- ・ 交流施設、イベント、事業等の情報発信の強化

第2章 産業

政策2-1 農業の振興

■現状と課題

本町の総農家数は、平成22年の農林業センサスでは821戸、5年前の農林業センサスでは883戸で、比較すると62戸7%の減少となっており、その内販売農家は574戸、基幹的農業従事者は830人、65歳以上の農業従事者は448人で高齢化率が54%となり、農業従事者の高齢化率が進んでいます。

今後は、国・県の基本方針との連動を図り、地域の特性や生産者のこだわりを活かした農業を実現します。他の産業との連携も視野に入れ、付加価値の向上を図ります。

本町において、農業は基幹産業と位置付けており、その主要作目である茶、米、苺、アスパラ、長崎和牛等の振興策については、持続的発展をより一層進めることも必要です。農業者の高齢化、耕作放棄地の増加が顕著となっている中で、輸入農産物等の今般の厳しい農業情勢にも対応するためには、地域農業の担い手の育成及び確保を即急かつ積極的に支援する必要があります。

■基本方針12：魅力ある農業経営の支援

農業経営を進めていくうえで安定的な経営体の育成を図るのはもちろんのこと、農商工連携を促進し、様々な魅力ある事業の展開を推し進めていきます。また、農業資源を活かした農家民泊やグリーンツーリズムも推進します。

包括

- ・ 認定農業者、新規就農の支援
- ・ 機械利用組合等の設立と農作業の受委託
- ・ 集落営農や法人化の推進
- ・ 農業の6次産業化や農商工連携の推進
- ・ 鳥獣害防止対策の推進
- ・ ツーリズム等の交流事業の推進

総合計画別冊

P. 2

P. 6

■基本方針20：担い手の継承

農業に関わる人材の育成や後継者の確保に努め、農作業の省力化を促進します。また、農地の利用集積をはかるなど営農条件を充実します。

包括

- ・ 日本型直接支払制度の推進
- ・ 中山間地域等直接支払制度の推進
- ・ 農作業省力化の推進

- ・農地の集積、区画整理、耕作道路の整備推進

■基本方針13：地産地消と食育の推進、耕作放棄地の抑制

消費者の安全志向に応えるため、畜産農家との連携により有機栽培の啓発を促進します。また、環境にやさしい減農薬・減肥料と土づくりによる農作物の品質向上により農業経営の安定を目指すことにもつなげます。更に、地域で生産された安全安心な農作物での食育を通し、地産地消を推進するとともに、自給自足的な農に携わる人材育成にも努めます。

農業従事者の高齢化、後継者不足からくる耕作放棄地の増加を抑制するために、耕作放棄地等を利用した農園を設置し、積極的な利活用に努めます。

- ・有機栽培の啓発
- ・農業生産工程管理（GAP）の推進
- ・農を楽しむ人材の育成
- ・耕作放棄地の現状の整理と活用方策の強化
- ・町民農園の実現と利用の推進

政策2-2 林業の振興

■現状と課題

国は、平成23年7月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、「森林の有する多面的な機能の発揮」「林産物の供給及び利用」に関する目標を設定しています。また県は、「総合計画」の中で「業として成り立つ農林業」を目標に掲げています。

町総面積の54%を占める森林は、造林事業の推進により民有林に占める人工林面積は2,331haで人工林率は73%に達し、県下でも有数の人工林地帯が形成されています。

杉や桧が植林されてから年数が経過し、育成途上にある35年生以下の若齢林は全体の9%程度であり、大部分の森林が伐期を迎えています。

森林は、治山治水や水資源のかん養³、景観保全、自然環境保全等の公益的機能、観光や木材生産等の経済的機能、環境教育機能、セラピー機能等の森林の多面的機能が注目されており、保全が重要です。

また、林業は路網整備や施業の集約化の遅れから生産性が低く、木材価格の低迷による生産意欲の低下、過疎化・高齢化による労働力不足等を背景に、森林の適正な管理の維持が困難な状況が危惧されています。この結果、間伐などの森林施業が十分に行われない人工林が発生するなど、このままでは森林の持つ多面的機能が発揮できなくなるおそれがあり、森林・林業に関わる人材育成や施業技術の継承支援が必要です。

³ 水資源のかん養：森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

本町においては、海岸部の保安林の育成、住宅や公共施設での木材の活用、再生可能エネルギーの活用等による環境負荷の少ない新しいまちづくりを推進します。

■基本方針3：計画的な森林づくりの推進

国、県、町、森林所有者等の各事業主体が、小規模で実現性の高い森林計画を検討し、適切な森林施業の確保に努めます。それぞれの役割の下、自発的な施業の取り組みが出来る制度とするため、森林経営の確立、多様な森林への誘導、生物多様性の保全を視野に入れて森林が有する多面的機能が発揮できる環境づくりに努めます。

施策

- ・ 木材生産コストの縮減と、効率的な施業の推進
- ・ 森林施業プランナーなどの人材育成推進
- ・ グリーンツーリズム等の交流事業の推進

政策2-3 水産業の振興

■現状と課題

大村湾漁業協同組合は合併以来、漁業者の信用事業等基盤強化を推進してきました。本町における漁業経営は、平成23年漁港港勢調査結果から経営体数34戸、組合員数66人で、年々減少傾向にあり、組合員の高齢化と後継者不足が深刻になっています。漁船総数は84隻で、ほとんどが3トン未満(72隻)の小型動力船です。業態としては主に小型底曳網・刺網・はえなわ漁業を営んでおり、漁獲高は65トン、漁獲金額3,300万円で、鯛類・イカ類は市場に出荷し、ナマコはほとんどが漁協を通じ特定業者に出荷しています。また、一部の漁家は道の駅物産館において鮮魚での販売も行っています。

本町では、漁業生産の安定拡大と水産資源の維持増大を図るため、漁港の維持改修等に取り組んでいます。本町の主要漁場である大村湾は二重の閉鎖性海域のため、家庭排水等による水質汚濁の進行、夏場の貧酸素水塊の発生が漁獲に大きな影響を及ぼしています。組合員の高齢化対策、後継者の確保対策とともに、水産生物の生息環境改善と水産資源の維持増大対策が必要となっています。

また、水産業の振興には、陸上でナマコ等の養殖の試験に取り組みはじめています。今後は、漁港整備などのハード事業とともに、楽しさと魅力ある漁業を演出するソフト戦略も必要です。このため釣り体験や生き物観察など体験型漁業や都市部の人たちと交流事業を推進し、海洋資源を活用した交流人口の拡大をはかっていくことが求められています。

■基本方針4：つくり育てる漁業の推進

水産資源の維持と安定的な漁業生産を確保するためには、漁業従事者の自主的な取り

組みによって資源を管理することが必要です。また沿岸漁業の振興を図り、漁業生産基盤の整備を促進するとともに、つくり育てる漁業を推進します。さらに、大村湾に関係する沿岸市町、県および研究機関との連携を密にし、総合的な対策を検討し推進する人材を重点的に育成します。

施策

- ・ 海底耕うんの推進、漁場底質改善
- ・ 水産資源の維持管理
- ・ 漁業生産コストの軽減と漁家所得の向上
- ・ ブルーツーリズム等の交流事業の推進

政策 2-4 工業の振興

■現状と課題

本町の工業は、平成 22 年工業統計調査によると 20 事業所、508 人(ともに従業員 4 人以上の事業所)で製品出荷額約 87 億円、粗付加価値額約 39 億円となっています。

従業者数(常用労働者)は 502 人で男女別では、男 278 人・女 224 人となっています

なお、県営工業団地東そのぎグリーンテクノパークは、平成 23 年 3 月現在、IT・精密機器・自動車及び航空機関連企業 9 社、町営赤木工業団地には、自動車関連企業 1 社が進出しています。

企業誘致の促進によって、雇用の場の拡大や UI ターン者の就業の場の確保、若者の定住、誘致企業と地場企業との連携による地域産業基盤の底上げなど地域づくりや地域経済にさまざまな波及効果が期待できます。

■基本方針 5 : 生産基盤づくりの推進

若者の雇用を創出するための企業誘致の推進とインフラ整備を推進します。

施策

- ・ 優良企業誘致と既存企業の育成支援の充実
- ・ 新技術の導入に必要な人材の育成支援の拡充
- ・ 工業適地の確保と立地基盤の維持管理

■基本方針 14 : ものづくりに携わる人材育成の推進

県工業技術センター等と連携し、既存企業の工業技術の高度化・人材育成を支援していきます。特に新市場分野への進出や新規事業の展開など、地域の中で優れたアイデアでビジネスに挑戦する企業を支援します。

施策

- ・ 工業やものづくりに携わる人材の確保
- ・ 既存企業、技術センター、東彼杵町が連携した人材育成

政策 2-5 商業の振興

■現状と課題

平成 24 年経済センサス調査によると、事業所数 57 事業所、従業員数 333 人、年間商品販売額 4,038 百万円となっています。

利便性のいい交通環境を活かした商業の展開が望まれています。個人経営事業者が多数を占める本町において、まちの雰囲気にあった地産池消の商店づくりが町内消費拡大のカギを握っています。また空き店舗の活用方策や社会起業家の支援を検討する必要があります。

■基本方針 6：地域性を活かした魅力ある商業空間創出

商店街は、町民の日常生活における交流集いの場を提供する等、多面的な機能を有しており、元気な商店街はまちの魅力となります。そのため、まちの精神的な豊かさや経済的豊かさの実現を目標に、魅力ある商業空間の創出を推進します。

施策

- ・ 農林漁業との連携事業の推進
- ・ 起業家やコミュニティビジネスの育成
- ・ 新しい企業進出等への支援

総合計画別冊

P. 1

政策 2-6 観光の振興

■現状と課題

自然志向の高まりを背景に都市住民にとって自然の美しさはとても魅力的なものです。これらの自然や風土や食材、歴史・文化等を活かして地域交流を図り、活力ある地域づくりを進める必要があります。グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなど交流・体験型の余暇活動が、全国的な広がりを見せています。そこで、近隣 3 町の東彼杵、波佐見、川棚で連携し、新しい魅力発掘に取り組んでいます。また道の駅には多数の人が買い物に来客されており、更なる活用が見込まれます。

しかしこれらの資源が活かされる取り組みは限定されており、今後は拡がりのある滞在型の観光プログラムへの発展や的確なニーズ把握、効果的な情報発信が必要です。

■基本方針 15：交流・体験型観光を推進する体制の充実

グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの持続的な振興のため、組織体制の充実を図ります。さらに、多様なツーリズム組織や他団体との連携を強化し、体験型観光など魅

力的な交流プログラムを検討します。

施策

- ・景勝地など観光資源となる一帯の自然環境保全、整備の推進
- ・観光施設の安定的な利用客の確保の推進
- ・体験型観光の資源の発掘、プログラム化の推進

総合計画別冊

P. 2

P. 4

■基本方針48：観光における町内、町外の連携強化と戦略的展開

恵まれた自然環境の中で、体験型交流事業を推進し、都市住民との交流を進めます。観光の振興は、町民の余暇活動の増進と、交流人口の増加による他産業への経済的波及効果をもたらします。また、歴史公園彼杵の荘を拠点に交流人口の拡大を図るとともに観光客のニーズを的確に把握し、それぞれの観光資源の施設拡充とPRに努めます。さらに近隣市町との連携を強化し、他産業への経済波及を目標として、宿泊型観光への対応と、観光客の滞在時間の延長を目指します。

施策

- ・町内の観光資源の整理と資源のネットワーク化
- ・観光をビジネスとして展開できる人材の育成
- ・歴史公園彼杵の荘を拠点とした交流人口の拡大

総合計画別冊

P. 1

P. 4

第3章 保健医療福祉

政策3-1 保健衛生計画

■現状と課題

本町は、住民の健康保持のために各年代に応じた保健予防活動に努めて来ました。

健康保持のためには、個人の意識にかかる部分が大きく、各種保健事業の受けやすい機会確保と啓発活動が重要です。また生活習慣病による医療費の増大が懸念されています。本町の特定健診の集計結果によると、特に高血圧や糖尿病の予備軍が多いのが特徴です。まずは、生活習慣病の発症予防と重症化予防に焦点をあてた生活習慣病対策を推進します。そして、町民が生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう、引き続き医療や教育機関と連携しながら子どもから高齢者まで各世代の健康課題に対応した保健活動に取り組みます。

■基本方針3-1：子育ての早期支援、予防接種の推進

母子保健事業は、様々な問題を抱える家庭への相談及び支援に努め、また、発達障害児等への早期対応及び療育を支援します。予防接種事業では、町民全体の免疫水準を維持するため、接種率の維持に努めます。

健康

- ・発達障害児への早期対応、療育の推進
- ・予防接種率の維持推進
- ・各関係機関との連携強化

■基本方針3-2：生活習慣病の予防の推進

生活習慣病対策として、特定健診受診率、特定保健指導率・がん検診の受診率の向上、また食生活改善推進員活動支援を継続し、生活習慣病の予防に努めます。

健康

- ・健診受診率の向上
- ・特定保健指導の強化
- ・疾病の発症予防と重症化予防の推進
- ・各年代に応じた食育の推進、充実

総合計画別冊

P. 4

■基本方針3-3：歯の健康づくりの推進

生涯、健康な歯を保持しつづけられるよう、乳幼児期から正しいブラッシング及び定期管理を定着させ、また、フッ化物を応用したう蝕予防を推進していきます。また、成

人期に対しては歯周疾患検診を充実させ、受診率の向上に努めます。

歯
長

- ・ 幼児検診等における歯科指導の充実、強化
- ・ フッ化物を応用したう蝕予防の推進
- ・ 歯周病検診受診率の向上

政策 3-2 高齢者福祉

■現状と課題

本町の平成 25 年 3 月末の高齢化率は約 30%と確実に高齢化が進行しています。今後は、高齢者の増加、高齢化率の上昇が予想され、介護予防の充実とともに、福祉体制を整えることが必要になります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごし、安心した生活を送るためには、年をとっても認知症や寝たきりにならない期間をできる限り長く保つことが必要であり、介護予防の取り組みが重要となります。介護予防や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、老人会、いきいきサロンなどでの健康体操や転倒骨折予防体操、高齢者が気軽に集える場「よんなっせ」など介護予防活動を推進する必要があります。

また、高齢者が生き生きと暮らしていくためには、生きがづくり、就労支援が必要です。高齢者の活動を広げるためにも、老人会、いきいきサロン、シルバー人材センターなどの充実が求められています。

今後、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づいて、これらの課題に対し総合的に取り組みます。

■基本方針 3 4 : 福祉に関する意識の啓発

超少子高齢社会において、一人ひとりの福祉意識の高揚は欠かせません。そのため、福祉教育の推進や、広報などによる町民への啓発活動を実施し、家庭、地域、学校、職場などでの一貫した福祉意識の向上に努めます。

歯
長

- ・ 広報等による福祉にかかわる情報発信
- ・ 家庭、学校、職場等での福祉意識の啓発

■基本方針 3 5 : 高齢者の生きがづくり及び福祉サービスの充実

高齢化の急速な進行、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況が大きく変化するなか、高齢者の社会参加と生きがづくりを推進する

と共に、安心・安全な老後生活がおくれるよう、町社会福祉協議会、福祉施設及び医療機関と協力して高齢者対策を推進します。

施策

- ・生涯にわたる健康づくり推進
- ・地域福祉計画の策定推進
- ・住民相互の支え合い、助け合いの活性化
- ・要介護者の在宅福祉の充実
- ・高齢者虐待の防止と相談支援の充実

■基本方針 36：介護予防等の推進

高齢者の健康づくりと引きこもりを防止し、支援を必要とする高齢者には、地域の医療、介護に関わる団体間の連絡調整を強化し、地域ぐるみで支え合い、安心して暮らせる社会の構築を目指します。

施策

- ・相談事業、権利擁護事業等に対応する地域包括支援センター体制の充実
- ・地域に根ざした介護予防の自主的活動等の育成支援
- ・医療と連携した在宅介護の支援とサービスの充実

政策 3-3 障がい者福祉

■現状と課題

障害者自立支援法改正法が平成 22 年 12 月に施行され、支援サービスの新設・変更と相談支援体系の見直しが行われました。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律が施行され、障がい者（児）の定義に新たに政令で定める難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。平成 26 年 4 月からは、障害支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

こうした中、本町では「東彼杵町障害者計画及び障害福祉計画」にそって障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしい生活を送る事ができるノーマライゼーションとバリアフリーに取り組んできました。

本町の身体障害者手帳所持者数は平成 25 年 3 月末現在で、肢体不自由 342 人、視聴覚障がい 100 人、内臓障がい 151 人、音声言語障がい 4 人となっており、その内 65 歳以上が 70%を占め、手帳所持者の高齢化と生活習慣病に起因すると思われる内臓障がい、特に直腸機能障がい及び腎臓機能障がいの手帳所持者が増えています。

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 21 年度の 115 人から平成 24 年度の 124 人と約 8%増加しており、特に「B」の割合が大きくなっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成 21 年度の 46 人から平成 24 年度の 39 人

と約 15%減少しています。

以上のように、本町においては、特に身体に障がいのある人の高齢化が進行していく中、家族介護が困難な独り暮らし高齢者世帯や高齢者だけの世帯に対する配慮が必要となります。また、知的や精神に障がいがある人の心的ケア体制の確立が今後の課題といえます。

障がいの有無にとらわれず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し合う社会の構築を目指し、障がい者が持てる能力を発揮し、自立した生活を営むことができるよう、行政だけでなく事業所、地域町民等、地域全体で生活を支援する社会形成が必要となっています。

■基本方針 37：障がい者が安心して生活できる環境づくりの推進

障がいの有無に関わらず、全ての人々が安心して生き生きと生活し、地域との“つながり”やあたたかい“ふれあい”の中で、地域社会の一員として自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現のため、本町の障害福祉計画の基本理念「お互いに理解し 支え合い 共に生きる」を基本方針として、積極的に取り組んでいきます。

- 施策
- ・障がい者の地域内での支えあいと関係機関の連携の推進
 - ・多様なニーズに対応した支援とサービスの充実
 - ・福祉教育の推進と職業的自立の促進
 - ・柔軟な生活支援や教育、就労等の機会の充実
 - ・相談支援事業の充実

政策 3-4 児童福祉

■現状と課題

平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「東彼杵町次世代育成支援行動計画」により、子どもや子育て家庭を主な対象として各種支援を実施してきました。また、子ども・子育て関連 3 法についても本格施行が予定されています。

少子化の背景としては、経済的負担のほか、共働き世帯における仕事と子育ての両立の難しさ、育児不安の増大などが指摘されています。また、子どもを取り巻く状況も、社会性や自主性を育む機会の減少、忍耐力の低下、犯罪の低年齢化、いじめや不登校児の増加など、近年さまざまな問題がみられるようになっていきます。

本町では「子ども・子育て支援事業計画」を基本とした「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年度から本格的にスタートさせます。

今後は、地域で子どもを育てる意識の醸成と支援体制づくりが求められます。また、育児休暇や子育て支援の充実、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりが重要となっています。

■基本方針38：安心して子育てができる環境づくりの推進

社会全体で子どもの発達と子育て支援を行う環境づくりを行うため、「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」を基に総合的・計画的推進に取り組みます。

施策

- ・地域で子育てする意識の啓発
- ・子育て支援サービスの充実
- ・子育てに伴う経済的負担軽減の推進
- ・教育環境の整備推進
- ・障がいのある子どもの早期療育や各種サービスの充実
- ・児童虐待の防止と総合支援
- ・ひとり親対策の推進

総合計画別冊

P. 5

第4章 環境保全・環境整備

政策4-1 東彼杵町の魅力を次代へつなぐまちづくり

■現状と課題

私たちの住む東彼杵町は、三方を国見岳、遠目岳、虚空蔵岳を主峰とする山々に囲まれ、その間にあって四季折々の装いを見せる大野原高原と手入れの行き届いた西九州一の規模を誇る赤木集団茶園をはじめとする広大な茶畑が広がり、そこからは眼下に、波静かな大村湾の輝きと、西彼杵半島に沈む真っ赤な夕日を見ることが出来ます。

この豊かな自然の中で、私たちは、遙かなる古より、自然を大切にしながら農林業を中心に生活の糧を作りだし、人間味豊かで素朴な町民性の中から、うるおいある生活文化を育てて参りました。

この素晴らしい景観や生活文化は、地域に暮らす人々に潤いや安らぎをもたらすとともに、まちや暮らしに対する愛着や誇りを育み、この地域に住み続けたいと思う心や、後世に良好な景観を残していこうとする活動の源となっています。

また、訪れる人々の心を魅了し、もう一度訪れたいと感じさせる魅力となるほか観光資源や地場産品の付加価値を高めるなど、町全体のブランド力を高める効果を有しています。

このように、良好な生活環境の形成や交流人口の拡大、観光、産業の活性化に大きな役割を担う景観づくりの取り組みは、「まちづくり」そのものであるとも言えます。

先人達が創り上げてきた「ふるさと東彼杵町」の景観を、愛するすべての人々にとってかけがえのない共有財産であるものと認識し、町民、事業者、行政が一体となって、“まもり”、“つなぐ”、ことを実践しながら、より一層美しく調和のとれたものに育て、次世代に引き継ぎ、子供たちや、未来を生きる世代が誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思える景観づくり、まちづくりを目指していく必要があります。

■基本方針17：豊かな自然環境の保全

施策

- ・ 町民意識の向上のための自然、環境学習や広報活動の充実
- ・ 自然環境保全を実践する人材の育成、支援
- ・ 産官学民連携したまちぐるみの自然環境保全の推進
- ・ バイオマス推進計画に基づく事業推進

総合計画別冊

P. 1

■基本方針18：美しい景観のまちづくり

施策

- ・ 町民の意識醸成、参加促進のための情報発信
- ・ 景観法等に基づく景観形成の推進
- ・ 花いっぱい運動など地域ぐるみの景観づくりの推進

総合計画別冊

P. 1

- ・ 地域の特色ある景観の再認識と魅力発信への取り組み

政策 4-2 土地利用計画

■現状と課題

平成 23 年 10 月現在の土地利用の状況は、森林・原野が 4,568ha で総面積の約 61.3% を占め、次いで農用地 1,235ha (16.6%)、道路 216ha (2.9%)、宅地 199ha (2.7%) となっています。

農用地については、昭和 48 年農業振興地域指定を受け、可能な限り土地基盤の整備を進める等土地の有効利用と振興策を図ってきていますが、農業を取りまく困難な状況の中で遊休化が拡大しています。

今後、生活基盤の市街地居住傾向、工場用地や道路用地等、種々の非農業的土地需要は増加すると思われるため、農業振興地域整備計画と都市計画との整合性を図り、長期的展望に立って限られた土地の有効利用の方策を講じる必要があります。

また本町は、農業を基幹産業としてきた背景があり農業振興地域がたくさんあります。今後、長期的展望に基づき、土地利用計画を見直しなど、適切な土地利用を推進します。

■基本方針 2 1 : 総合的かつ計画的な土地利用計画の推進

土地利用にあっては、常に公共の福祉を優先し、自然・生活・生産が互いに調和することに配慮し、国土利用計画、都市計画、農業振興地域整備計画及び森林計画等に基づき、国、県施策との整合性を図りながら総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

- 施策
- ・ 国土利用計画・都市マスタープランの推進
 - ・ 都市計画区域と農業振興地域の調整

政策 4-3 住宅計画

■現状と課題

若者が定着する町づくり推進のためには、雇用の場の創出とともに住宅供給も重要な政策の柱と考えられます。町営住宅は 9 団地 187 戸ですが、蔵本 A・千綿・下川団地については老朽化が進行しており、維持管理費の増加が懸念されています。

今後は、若者や UI ターン希望者等の定住を促進するため、地域の特性を活かした多彩な住環境整備に取り組みます。

■基本方針 2 2 : 安定した住宅供給の充実

本町の民間も含めた住宅事情を踏まえ、耐用年数を超過した老朽化住宅については、

ストックマネジメント⁴の観点も取り入れながら、長寿化対策を行い、安全性や入居実態等を勘案し、廃止、又は建替の検討を行います。

施策

- ・維持補修、建替え等の適切な管理計画の推進
- ・宅地分譲方式の検討
- ・戸建町営住宅の整備や空き家の町営住宅化の検討
- ・空き家を活用したシェアハウス等の導入の検討

政策 4 - 4 都市計画

■現状と課題

本町は都市計画に基づき、住む人たちの思いや地域の特色を生かした市街地の形成に努めます。また地域の活気と安全安心な市街地環境を構築します。

■基本方針 2 3 : 安全安心で快適なまちづくり

都市計画マスタープランに基づき、都市計画事業を効果的に取り入れながら、町の中心部に安全安心で快適なまちづくりを推進します。またこれらの環境を良好に保つための環境維持に努めます。

施策

- ・安全安心な市街地づくり
- ・市街地の緑化推進

政策 4 - 5 公園計画

■現状と課題

本町は 9 カ所の公園があります。龍頭泉といこいの広場は、観光施設として町内外からの利用があります。また歴史公園と河川公園は、町民主体の川まつりが開催されるなど町民の憩いの場として活用されています。

さらに地区ごとに農村公園が 15 カ所整備されており、公園の維持管理は自治会にゆだねられています。今後は自治会の高齢化を視野にいれながら、シルバー人材センター等との協力による維持管理手法を検討します。

⁴ スtockマネジメント：既存の建築物（ストック）を有効に活用し長寿命化を図る体系的な手法のこと。

■基本方針 2 4 : ゆとりある生活環境の創出

町民にうるおいや癒し、やすらぎを与える公園を適正に維持管理します。また、まちの中を流れる河川を大いに活かし、公園と同様に和みの空間として再生に向けた取り組みを進めます。さらに公園や河川の利活用や維持管理への住民参画を推進し、これらの公園で活動する団体等の育成と連携を推進します。

施策

- ・ 公園等の効率的で良好な維持管理
- ・ 地域資源施設の充実、地域資源を活かした公園参画プログラムの創出

政策 4 - 6 交通計画

■現状と課題

自動車での移動が主要な交通手段である本町において、道路の果たす役割は極めて重要です。道路網は高速交通社会に対応した長崎自動車道のほか、国道 34 号、205 号、一般県道、町道、広域農道で構成されています。

今後は、町道と広域農道の整備・維持管理においては優先順位を決め、環境に配慮したかたちで推進する必要があります。

また、高齢者の増加に伴い、利便性がよく効果的な移動支援を検討し実現を目指します。

■基本方針 2 5 : 地域の安全性、信頼性を確保する整備の推進

幹線道路の機能向上を図るほか、一般町道についても順次維持改修を中心とした整備を進めます。また、橋梁については橋梁長寿命化計画の推進により、従来の事後的な修繕および架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えにより費用の縮減を図ります。

施策

- ・ 一般町道の維持改修を中心とした整備の推進
- ・ 橋梁長寿命化の推進

■基本方針 7 : 移動手段利便性の向上推進

地域高規格幹線道路「東彼杵道路」の早期実現を目指します。また、少子高齢化の進展に伴い、交通弱者対策や公共交通機関の空白地帯の対策など移動手段の確保対策のため町営バスの充実やコミュニティバス、乗合タクシーなどの導入検討など新たな交通体系の整備を推進する必要があります。

- ・地域高規格幹線道路「東彼杵道路」の早期実現の推進
- ・町営バスなど交通機関の充実
- ・新たな交通体系の整備への取り組み

政策 4-7 通信計画

■現状と課題

本町では平成 18 年度に更新したオフトーク放送により、住民への情報共有（地域コミュニティ）の仕組みを実現しており、広く住民に聴衆いただいています。しかし、当該サービス提供業者の方針もあり、オフトークサービスの終了が数年後に予定されています。（平成 27 年 2 月～30 年 3 月）

今後は住民への情報提供のあり方を検討し、再構築します。

一方で急激な IT 化によって公衆無線 LAN やスマートフォンなどの携帯情報端末を活用したサービスなど、町民ニーズの変化に対応した「いつでも、どこでも、だれでも」ICT を活用した快適な情報サービスが受けられる環境（ユビキタス社会⁵）が当たり前となってきました。本町においても、まちのどこでも快適な情報サービスが受けられるシステムづくりを推進します。

また、ホームページの充実や SNS の活用等にも取り組みます。より一層効率的な町民サービスの提供を図るため、ソフト面の改革と充実が必要になります。

■基本方針 8：オフトークシステム代替の検討

現在のオフトーク放送は、重要な地域コミュニティの仕組みを確立しており、本サービスの継続を望む声が多くあります。そこでオフトークサービスの運営や維持をひとつの課題として代替システムのあり方を検討します。

- ・オフトーク放送とほぼ同等のサービスが維持継続できる代替施設の検討
- ・代替施設でサービス向上と加入拡大をはかるための検討

■基本方針 9：情報通信システムの強化推進

高度情報化社会に対応した町政を推進するため、町民ニーズに応じた情報提供システ

⁵ ユビキタス社会：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる社会。

ムの積極的な導入や高度利用の促進を図ります。

施策

- ・ 多角的な電算システムの運用推進
- ・ 携帯電話の未通信地域の解消推進
- ・ WiFi アクセスポイントの整備
- ・ GIS の利用分野の拡大

政策 4－8 港湾計画

■現状と課題

彼杵新港の利用状況を見ると、移入貨物は砂・砂利・石材で、機能的には物揚場の延長 703m を有し、長崎自動車道にも直結した利便性のいい港湾です。旧彼杵港は、現在貨物等の荷揚げはなく遊漁船の係留地として利用されています。

また、漁港施設として第 1 種漁港の東彼杵漁港を有しており、外郭施設整備はほぼ完了しています。

■基本方針 2 6 : 水辺環境の維持保全の推進

彼杵新港は、東そのぎグリーンテクノパークをはじめ、町内および周辺地域の産業振興の受皿として公共埠頭の利用増進を図り、その動向を見ながら後背地の利用を構築することで海上基地の実現を目指します。

旧彼杵港は、旧藩時代の石積を残す等歴史的風情を有する港であり、水辺景観を創出しているところで、その維持保存に努めます。

漁港については、漁業機能と集落環境機能との調和を図りながら、その保全と環境に配慮した整備に努めます。

施策

- ・ シーサイド公園の有効利用の促進
- ・ 旧彼杵港の景観保存の推進
- ・ 防波堤等の公共施設の維持保全の推進
(東彼杵漁港 (音琴地区、千綿地区、里地区))

第5章 生活環境

政策5-1 上水道事業

■現状と課題

本町の水道事業は、平成24年度末現在で10箇所の簡易水道と3箇所の飲料水供給施設を管理運営しており、給水戸数3,015戸、給水人口8,570人で普及率98%となっています。

水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価した東彼杵水道ビジョン等に基づき、今後も計画的に未普及箇所の解消や配水管のバイパス化による給水区域の効率化を図ります。

また更新時期を迎える水道施設については、必要に応じて修繕や更新を進めます。一方、少子高齢化社会の進展、節水型社会への移行などにより、今後の水需要の伸びが期待できない状況にあって中長期的な視点での持続可能な水道施設の管理運営が重要となります。

■基本方針27：安心して使える水道水の供給の維持

水道未普及地区の解消を図り、普及率の向上に努めるとともに、貴重な水道用水が無効水量とならないように老朽施設を計画的に改良します。

また、水源の確保に努めるとともに、効率的な水源の統廃合及び、水道施設の集中監視システムの整備に努めます。

水道事業経営の透明化を図るため、平成29年4月1日から地方公営企業法を適用し、健全化を目指します。

包括

- ・ 安全安心な水道の維持と安定した水の供給
- ・ 水道事業経営の健全化
- ・ 効率的な水源の統廃合の実施
- ・ 水道施設の集中監視システムの整備
- ・ 自然水の効率的な利用の推進

政策 5 - 2 下水道事業

■現状と課題

本町の平成 24 年度末における下水道普及率は約 34%、下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽等を含めた汚水処理人口普及率は約 64%で平成 30 年度までに汚水処理人口普及率を約 80%に引き上げることを目標としています。近年、人口減少や高齢化の本格化、社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること等、汚水処理施設整備の一層の効率化が急務となっています。

■基本方針 28：生活環境向上のための下水道事業の推進

東彼杵町公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備ならびに集合処理区域外における大村湾に流入する汚濁負荷量の軽減を図ります。また効果的な施設の維持管理方法を検討します。

施策

- ・ 水質浄化や環境保全に関する知識の普及、啓発の推進
- ・ 公共下水道への接続
- ・ 公共下水道事業計画区域以外への浄化槽の設置を推進
- ・ 浄化槽の維持管理費の助成推進
- ・ 民間活力の活用による経営強化

政策 5 - 3 廃棄物処理

■現状と課題

一般廃棄物については、H25 年度中に一般廃棄物処理計画をつくり、東彼 3 町で引き続き共同処理に取り組みます。ごみ処理については、ごみの増加、維持補修費の高騰、ランニングコストの増大から施設全般にわたり社会的・物理的・経済的耐用度を長寿命化させる啓発や各分野や個人ができることに取り組む必要があります。

また、既設のごみ処理施設を平成 29 年度までに更新する必要があり、平成 27 年度から建設工事の着工を予定しています。

し尿処理は、高度処理設備及び水質分析室を備えた東彼地区環境センターで、水道水に近い水質にまで浄化処理しています。また、浄化槽汚泥もし尿とともに処理されコンポスト製品として農地へ還元されています。

廃棄物の不法投棄問題に関しては、行政区それぞれに町民全員で監視し、不法投棄を

許さないという意識を持って取り組んでいます。

今後本町では、国の基本方針等に沿って、各種団体を含む個人が出来る事から取り組みます。

■基本方針16：ごみの減量化、再生利用の推進

衛生的で無駄のない環境づくりをめざし、ごみの排出の抑制や再生利用を推進し、町民主体のリサイクル活動を推進します。また、環境意識の啓発、環境教育、省エネの推進等にも積極的に取り組みます。

施策

- ・ 排出ごみの減量、意識啓発の徹底
- ・ 生ごみのたい肥化等の推進
- ・ 資源ごみの分別収集と有効活用
- ・ 資源ごみ集団回収の助成推進
- ・ ごみの減量化を推進する拠点の創出とひとつづくり
- ・ ごみをテーマとした環境学習等の実施

政策5-4 交通安全計画

■現状と課題

我が国における交通事故死者は、平成24年に4,411人となり過去最悪だった頃の4分の1以下となり、減少を続けています。長崎県内においても、平成24年中39人の交通事故死者と大きく減少しています。本町における状況は、平成23年度62件、平成24年度52件と50件を超える交通人身事故の発生となっています。

全国的に少子高齢化が進展する中、高齢者による交通事故の割合は増大しており、本町においても高齢者の交通安全対策が大きな課題となっています。これまでも交通安全運動の啓発については、各団体、関係機関と連携しながら実施してきましたが、継続的な推進が必要となっています。悲惨な交通事故を起こさないために、常日頃より「人を優先する」交通安全思想を基本とし、「思いやり運転」を心がけ、町内の全ての家庭・地域・職場と一体となった交通安全の推進が必要です。また、交通安全教育、交通安全施設の老朽化対策など充実させていく必要があります。

■基本方針 39 : 地域交通安全活動の強化

人を優先する交通安全意識の高揚に努め、交通安全施設等の整備充実、交通安全教育の徹底、地域交通安全活動の強化等を総合的かつ積極的に進めます。

施策

- ・人を優先する交通安全思想の普及
- ・地域ぐるみの交通安全対策の強化
- ・交通安全施設の検証、整備等
- ・安全対策のための効果的な交通規制の実施

政策 5 - 5 消防防災・防犯計画

■現状と課題

近年、火災をはじめ、各種災害は複雑化、大規模化しており、消火・救助・救急など消防活動の重要性はますます高くなっています。佐世保地域広域市町村圏事業として常備消防を設置し、救急・消防防災に備えているほか、非常備消防体制としての消防団も8個分団379名で組織しています。大型タンク車1台、ポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車14台、小型動力ポンプ15台及び防災デジタル無線車載型22台、携帯型23台、半固定型3台を配備して防災体制に万全を期しています。地域消防防災の中核的存在である消防団は、大規模災害時等に果たす役割も大きい一方で、人員不足・高齢化などの課題も抱えています。

また、救急需要は、高齢化の進行や疾病構造の変化により増加傾向にあり、救急処置の高度化が求められています。救命率の向上のためには医療機関の確実な受け入れ態勢と病院到着までの救急救命士⁶の迅速かつ適切な処置が必要であり、周辺医療機関との連携強化に取り組んでいます。そのため道の駅の防災拠点化を視野に入れて検討します。

近年、大きな災害は発生していないものの、大災害に備え被害を最小限に食い止めるため、総合的な防災及び危機管理体制の整備が必要となっています。

■基本方針 40 : 災害に強いまちづくりの推進

消防団員及び一般町民への防災意識の高揚、火災に対する教育と指導を徹底し、未然防止の啓発と組織の機動力強化を図ります。また自分たちの命は自分たちで守る行動を推進しています。

⁶ 救急救命士：厚生労働大臣の免許を受けて、事故の被災者や急病人など重度の傷病者を医療機関に搬送するまでの間、医師の具体的な指示の下に救急救命処置を行うことができる者。

- ・ 消防団員数の確保と指導者の育成
- ・ 災害時における救助体制の整備
- ・ 消防機材や水利施設の整備充実
- ・ 道の駅の防災拠点化を視野に入れて検討

■ 基本方針 4 1 : 平和で安全なまちづくりの推進

町民の生命と財産を守り、平和で安全なまちづくりを進めます。また災害時等における連絡体制を確立します。

- ・ 防災マップの活用、町民の防災意識向上
- ・ 自主防災組織の育成と防災活動の推進
- ・ 地域の見守り活動や防犯活動の推進
- ・ 自助、共助、公助の役割分担と連絡体制の確立

第6章 教育・スポーツ・文化

政策6-1 家庭教育

■現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を果たすものです。

しかしながら、核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く環境が変化し、生活習慣の欠如や人との関わり合いを避けるなどの傾向がみられます。

このような問題を解決するためにも地域と家庭の連携によるさまざまな活動の機会を通して地域全体での子育てが求められています。また、子どもの発達過程を正しく理解し、その子の発達状態に即した教育をしていくために、家庭の教育機能の充実の場として保護者等の学習の機会を確保し、情報の提供に努めていく必要があります。

■基本方針49：地域で子どもを育てるための支援体制の充実

時代の流れが変わっても、子どもの成長にとって欠くことのできない「生きる力」のもとになる「豊かな人間性」を育むため、道徳教育の充実を図り、ボランティア活動等の社会奉仕活動や自然・文化・芸術の体験活動、職場体験学習などの活動を通して、地域全体で子育てに取り組めます。

- ・ 生きる力を育てる幼児教育の推進
- ・ 家庭と地域の交流の場の推進
- ・ 基本的な生活習慣の育成を目指し、家庭教育講座などの充実推進

政策6-2 学校教育

■現状と課題

児童生徒及び保護者のニーズの多様化や特色ある学校づくりが求められています。また、保護者や地域に対し学校運営等に関する説明責任が強く求められています。

現在、本町では教育課程の見直しや指導方法の工夫・地域の人材活用等、特色ある学校づくりに取り組んでいます。今後も、家庭・地域と連携しながら、地域に信頼される、魅力ある学校づくりを推進していく必要があります。また少子化の状況に応じた学校配

置の適正化を推進します。

■基本方針50：各種教育機関と家庭と地域が連携した教育の推進

本町だからこそできる保育園から高校までの連携した教育を推進します。学校教育の目的は、「児童生徒の学力の向上」と「自立する力を身につける」ことと考えます。すべての児童・生徒一人一人の持っている能力を最大限に伸長するとともに、自主的・主体的な活動を通して仲間づくりのすばらしさを実感させ、自ら考え、主体的に判断し行動できる「知・徳・体」の調和のとれた人間形成に努め、元気で楽しい、明るい学校づくりを推進します。児童生徒の生活の実態を把握し、家庭と連携を図りながら、基本的な生活習慣づくりに努めます。

他
府

- ・ 学校の適正配置を受けた取り組みの推進
- ・ 教育方法の IT 環境の導入と推進
- ・ 地域との交流活動などの多様な体験活動の推進
- ・ 読み語り活動を通じた心を育てる教育の充実
- ・ 地域に根ざし開かれた学校環境づくりの推進
- ・ 栄養教諭を活用し給食及び食育指導の推進
- ・ 学力向上対策の情報共有推進
- ・ 学校経営の効率化の推進

政策6-3 社会教育

■現状と課題

余暇時間の増大や少子高齢化社会への移行、科学技術の高度化、産業構造の変化、国際化や情報化の急速な進展など現代社会は急激に変化し続けています。このような社会変化の中で、地域社会が抱える課題は複雑多様化し、従来の学校教育で得た知識・技術では対応が困難になってきています。そのため、「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学習を続け、知識・技術を自ら習得し、生きがいのある人生を創造できる生涯学習社会の形成に向けて、社会教育の充実が必要です。

また、教育行政と町民の連携によるまちづくりを推進するため、これまでの公民館活動や生涯学習、文化活動等を継承しながら、まち全体で社会教育の推進に取り組むことが必要です。

これらは、まちづくりの上でも重要であり、これまでのいきがいつくりや楽しく学ぶ学習活動に加えて、学んだことを生かすことで地域社会全体の活性化や発展につないで

いくことが求められています。さらに地域的な交流だけではなく、親子の交流が少ない、世代間の交流も限られているということもあり、町内、地区間、世代間の交流も求められています。

■基本方針4 2：生きがいのもてる生涯学習の推進

生涯各期にわたって町民自らが学習活動を継続し、生きがいのある人生を築くために、積極的に学習活動が行えるよう生涯学習の推進に努めます。また学んだことをまちづくりに活かせる場づくりやまちづくりコーディネーターの育成が求められています。

施策

- ・生涯学習意識の高揚推進
- ・講座、講演会などの学習の場の提供推進
- ・学校や社会教育施設の活用推進
- ・学びをまちづくりに活かす場づくり
- ・コーディネーターの育成
- ・文化活動施設の整備拡充
- ・生涯教育の充実の推進
- ・すべての町民が利用できる図書施設、システムの充実推進

総合計画別冊

P. 1

P. 5

■基本方針4 3：人間力を育む教育の推進

本町の明日を担う教育の視点として、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進し、未来を切り開く力があり、人間力あふれる子どもを育てます。

施策

- ・人権教育の推進
- ・放課後子ども教室などを活用した世代間交流や体験の場の提供
- ・ボランティア活動の推進と充実
- ・各種団体等の支援や指導者の育成と確保

総合計画別冊

P. 5

P. 5

政策6-4 スポーツ振興計画

■現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、健全な心身の発達を促し、豊かな心を養う上でも重要な役割を果たしています。スポーツに対するニーズも多様化し競技スポーツに加え、軽スポーツやレクリエーションスポーツに親しむ機会も増えてきています。

本町では、体育協会が主体となって活動運営を行っていますが、会員の高齢化や少子

化による会員不足、子どもたちのスポーツ活動離れ、指導者不足などの課題を抱えています。また、最近は子どものみならず子育て世代や30～40代の働き盛り世代の運動・スポーツ離れが顕著となっており、週1回以上のスポーツ実施率も23.2%と国や県が目標としている65%を大きく下回っています。

今後は、既存の体育施設を有効活用し、すべての町民がスポーツと関わりのもてる環境（する・観る・支える）を整備していくことが大きな課題といえます。

■基本方針47：気軽にスポーツに親しめる環境づくり

健康推進や福祉などの関係部局とも連携を図りながら、子どもたちや子育て世代・働き盛り世代など、世代や性別ごとのニーズに合ったスポーツ・レクリエーション大会や教室を企画し、世代間や地域のコミュニケーションの場の提供や、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努めます。

施策

- ・スポーツに関する情報提供体制の充実
- ・教科外の体育活動の奨励
- ・総合型地域スポーツクラブの活動の推進
- ・長崎国体をきっかけとした選手への支援推進
- ・スポーツ指導員、ボランティアの育成

総合計画別冊

P. 3

政策6-5 文化振興計画

■現状と課題

現代社会において、人々の価値観が多様化する中、これまで以上に精神的な生きがいや感動といった心の豊かさが求められています。こうした今こそ、人生を豊かにし、人々の創造性や感性を育む文化芸術の振興が必要となっています。

そのために、町民のニーズの多様化・高度化を踏まえ、文化ホールをはじめとする施設を活用し、さまざまな文化芸術活動を推進します。また、まちづくりと一体となった文化振興を進めていく必要があります。

また、文化財については、郷土の歴史におけるさまざまな時代背景の中で、生活との関わりから生み出され現代まで守り伝えられてきた町民の財産であり、まちの歴史、文化等を正しく理解するためには欠かすことができないものであり、次世代に継承し、活用を図っていくことができるよう、保護活動を進めていく必要があります。

郷土の豊かな自然、伝統芸能等の文化資源を地域産業や道の駅などの観光分野と連携させながら、多くの人々が集い、賑わうまちにしていくことも必要です。

■基本方針5 1：文化活動の推進と地域文化の継承

多くの町民がさまざまな文化にふれ、鑑賞し、体験し、文化を通じた交流や文化活動が主体的に参加できる環境づくりを進めます。特に、これからの文化を担う子どもたちが、文化に親しむことを推進します。

また、豊かな自然や文化資源に対して、学習機会の充実を図るとともに、文化財保護に対する普及啓発に努めていきます。

施策

- ・町民と協働した文化の保存、継承、活用の推進
- ・町内の貴重な資料の収集と有形無形文化財の保存の推進と支援団体の活動推進
- ・文化イベント、民間主体の企画展示等の開催による人々の交流の場の拡充
- ・歴史公園「彼杵の荘」の活用推進

総合計画別冊



第7章 行財政

政策7-1 行政運営計画

■現状と課題

地方分権の進展により、地方自治体には、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行し、その結果についても責任を負う、自立した行政運営が求められています。町民サービスの向上や行政運営の効率化を図るためには、引き続き民間活力の積極的な活用を推進する必要があります。町民の日常生活圏の拡大、価値観や生活スタイルの変化等に伴い、行政に求められるサービスも高度化・多様化しており、これら町民ニーズに適切に対応していくためには、近隣市町等と連携し、広域的な行政サービスに向けた取組みが求められています。さまざまな行政課題に対し、的確で迅速な対応が図れるよう、組織の縦割りの解消を図るとともに、枠にとらわれない横断的な連携体制の充実が強く求められています。

また、更なる町民サービスの向上や効率的な行政運営が図られるよう、アウトソーシングなどの民間活力の導入を積極的に推進することが必要となっています。

■基本方針29：町民サービスの向上となる行政運営の推進

平成22年度に策定した第5次行財政改革大綱に基づき、複雑多様化する行政需要に対応した行政運営が図られるよう、事務処理の近代化と適正な組織管理を推進し、町民サービスの向上に努めます。

施策

- ・ 行政組織の機構の効率化
- ・ 町民と行政の協働による町政の推進
- ・ 人事管理の適正化

政策7-2 財政運営計画

■現状と課題

長引くデフレやリーマンショックの影響などにより日本経済は「失われた20年」を経験し、地方財政も大きな影響を受けています。昨年の政権交代を受けて行われている量的金融緩和政策により、円安・株高の動きは加速しつつありますが、成長戦略や財政再建など未だ大きな課題が残されており、また、縮小の時代の中で都市部への人口・消費の流出により地方の格差も拡大しつつある現状で、地方自治体が抱える様々な課題を克服するには、中・長期的な展望に立ち、持続可能な財政運営を行う必要があります。

本町の財政状況については、中期財政計画（第Ⅰ期＜H18～22＞、第Ⅱ期＜H23～>）において、歳入・歳出の一体改革を行った結果、普通会計における借入金残高の減（H18年度末：75億円→H24年度末：60億円）や積立金残高の増（H18年度末：14億円→H24年度末：20億円）などにより、将来へ向け安定的なサービスを提供する体力をある程度蓄えることができたといえます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化対策をはじめ、企業誘致施策の充実、住宅政策、公共下水道政策などの課題が山積しており、限りある財源を何に使い、将来東彼杵町をどのような町にしていくかについて町民の皆さんと一緒に考えながら課題を解決していく前提として、健全な財政体質の構築が不可欠です。

■基本方針30：効率的な財政運営の推進

「豊かでうるおいのある町づくり」を目指すためには、ハード・ソフト両面での基本方針の展開が必要です。このためには自主財源の確保と特定財源の捕捉に努めるとともに、効率的、持続可能な財政運営に努めます。

施策

- ・ 中期財政計画の策定と実施
- ・ 自主財源確保の推進
- ・ 特定財源の捕捉
- ・ 持続可能な財政運営の推進

東彼杵町第5次総合計画

2014年 月 日発行

発行人

渡邊悟（東彼杵町長）

発行

東彼杵町役場

〒859-3808

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6

Tel. 0957-46-1111

Fax. 0957-46-0884

<http://www.sonogi.jp>

印刷・製本

株式会社つじ印刷

Printed in Japan

©2014 Higashisonogi town

本書の無断転写、転載、複製を禁じます。

